



第3期 紀の川市 子ども・子育て 支援事業計画

みんなが元気、みんなが笑顔、
地域で支える子育て支援

令和7年3月
紀の川市

はじめに

本市では、「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念に掲げ、第2期紀の川市子ども・子育て支援事業計画のもと、保育・教育環境の充実、子育て支援の拡充、地域と家庭のつながりの強化など、子どもと子育て家庭を支える施策の推進に取り組んできました。

近年、国においても「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、子どもを中心に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向けた動きが加速しています。さらに、令和6年度には「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」の改正により、子ども本人のみならず、子どもを育てる家庭への支援の充実や体制強化が図られるなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

こうした状況を踏まえ、本市では令和6年度で計画期間が満了となる第2期計画を継承しつつ、これまでの取組の成果や課題を検証し、新たな課題に対応するため「第3期紀の川市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、豊かな自然環境と市民の皆様の支えの中で、すべての子どもが未来に夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、地域社会全体で子どもと家庭を育むための環境づくりをより一層進めてまいります。

本計画の策定にあたり、「紀の川市子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じてご意見をお寄せくださった市民の皆様、そして関係機関の皆様にご心より感謝申し上げます。本市の未来を担う子どもたちのため、行政だけでなく、地域、家庭、関係機関が一体となって支え合うまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月



紀の川市長 岸本 健

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
第2章 本市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	4
1 人口の動向	4
2 家族の動向	9
3 就労状況	12
4 教育・保育サービス等の状況	15
5 母子保健の状況	21
6 各種手当・助成制度の状況	23
7 子育て支援のための地域資源	24
8 子どもの虐待に関する状況	26
9 ニーズ調査結果の概要	28
10 前回計画期間の進捗状況	39
11 課題のまとめ	44
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本的な視点	48
3 基本目標	49
4 施策の体系	50
第4章 子ども・子育て支援事業	51
基本目標1 子どもと保護者の健康を支える保健・医療体制づくり	51
基本目標2 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備	56
基本目標3 家庭における子育て支援の充実	59
基本目標4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	63
基本目標5 地域における子育て支援の充実	66
基本目標6 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実	69
重点事業一覧	72
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策	74
1 教育・保育提供区域の設定に関する事項	74
2 教育・保育の量の見込みと確保方策等	74
3 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策等	77
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等	78
第6章 成育医療等に関する計画に基づく指標設定	87
1 評価指標	87

第7章 計画の推進体制	89
1 計画の進捗状況の管理及び評価	89
2 関係機関の連携	89
3 地域の人材の確保と連携	89
4 社会経済情勢等に対応した計画の推進	89
資料編	90
1 紀の川市子ども・子育て会議条例	90
2 紀の川市子ども・子育て会議委員名簿	91
3 計画の策定経緯	92

1 計画策定の趣旨

わが国では平成2年の「1.57 ショック」を契機として、数々の少子化対策やこども政策に取り組んできましたが、少子化の進行や人口減少には歯止めがかかっていません。虐待や不登校、子どもの貧困といった課題が社会問題となっている中で、本市においても、ライフスタイルや価値観の変化により、子育てをめぐる課題はより一層多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、地域のつながりの希薄化や子育て世帯の孤立孤独、居場所の減少など子どもや子育て世帯を取り巻く環境に大きな影響を与えました。

このような中、国では令和5年度より「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など常に子どもの目線で国や社会がどうすればよいかを考え支えることで、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。また、令和6年度に「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども本人だけでなく、子どもを育てる家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

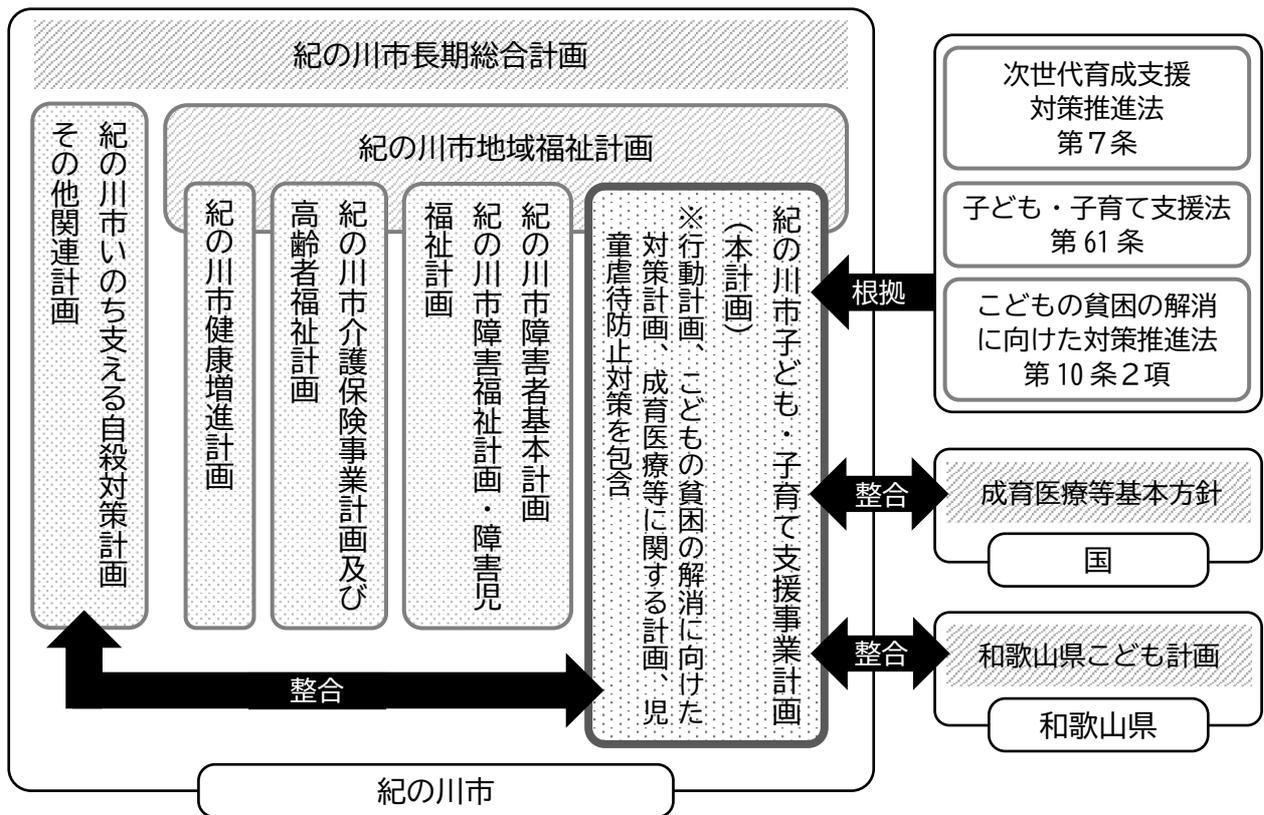
本市においては、令和2年に「第2期紀の川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念に、保育などの子育て支援サービスの提供や生活困窮家庭への支援策の充実など、すべての子どもが健やかに成長できるためのきめ細やかな取組を推進してきました。

「第3期紀の川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、前回計画が令和6年度で計画期間が満了となることから、これまでの状況を踏まえて課題を整理し、令和7年度以降の本市における子ども・子育て支援施策や子どもの貧困対策に関する考え方、取組を示す計画として策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市の子ども・子育て支援に関わる総合的な計画として位置づけられます。また、「次世代育成支援対策推進法」第 7 条に基づく市町村行動計画、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」第 10 条 2 項に定められた市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画、「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」で示された母子保健分野の内容を含めた成育医療等に関する計画と一体のものとして策定するとともに、児童虐待防止対策に関する内容を盛り込んで策定しました。

計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「紀の川市長期総合計画」をはじめとして、「紀の川市地域福祉計画」、その他の関連計画との整合を図りました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。ただし計画期間中であっても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズの変化、本市の人口や社会環境の変化等があった場合は、実情に応じて適宜、見直しを行うものとします。

(年度)								
令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)
第 2 期計画 (令和 2 ～ 6 年度)						策定	次期計画 (令和 12 年度～)	
	策定	第 3 期子ども・子育て支援事業計画 (令和 7 ～ 11 年度)						

4 計画の対象

本計画の対象は、市内在住または市内で教育・保育サービスを受けるすべての子どもとその家庭、及び市内の教育・保育機関・施設や事業所、行政、地域住民などの個人や団体です。

また、本計画における「子ども」とは、おおむね18歳未満とします。

5 計画の策定体制

本計画は主に以下の手順を経て策定しました。

(1) 各種調査の実施

■ 紀の川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の希望等を把握するため、就学前児童と小学校児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

■ 紀の川市小中学生対象調査

市内の小中学生の学校生活や将来についての気持ち等を把握するため、市内の小学5年生から中学3年生を対象にアンケート調査を実施しました。

■ 団体対象調査

運営上の課題や現状、今後の意向等を把握するため、市内で教育・保育サービスや子育て支援を実施している施設・法人・団体を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 紀の川市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、地域の子育て関連団体・機関等で組織している「紀の川市子ども・子育て会議」において審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

期 間 : 令和7年1月6日(月)～1月31日(金)

意見提出数 : 1件(1人)

第2章

本市の子どもと子育て家庭を 取り巻く現状

1 人口の動向

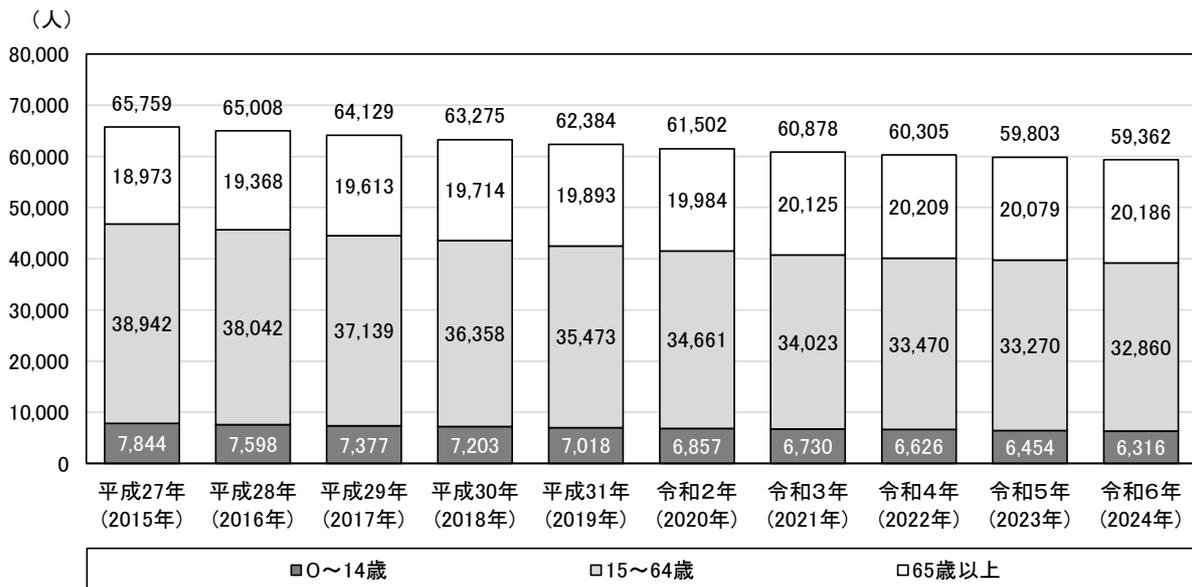
(1) 総人口の推移

住民基本台帳に基づく本市の総人口は年々減少が続いており、令和6年には59,362人と、平成27年と比較して6,397人(9.7%)減少しています。

年齢3区分別にみると、0～14歳人口(年少人口)は昭和60年以降一貫して減少を続けており、令和6年には6,316人と、平成27年と比較して1,528人(19.5%)減少しています。

一方で、65歳以上人口(老年人口)は令和4年まで増加を続け、その後増減しながら横ばいで推移しており、令和6年には20,186人と、平成27年と比較して1,213人(6.4%)増加し、少子高齢化が進行しています。

【総人口の推移と年齢3区分別内訳】



資料/市民課(各年3月31日現在)

(2) 人口動態

住民基本台帳に基づく本市の人口動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、減少数は増加傾向にあります。

一方、社会動態は、令和3年度までは転出者数が転入者数を上回る社会減が続いていましたが、令和4年度に社会増に転じ、その状況が続いています。

この結果、人口の減少が続いているものの、減少幅は縮小しています。

【自然動態と社会動態の推移】

(人)

	自然動態			社会動態			増減 (C+F)
	A.出生	B.死亡	C.自然増減 (A-B)	D.転入	E.転出	F.社会増減 (D-E)	
令和元年度 (2019年度)	328	829	-501	1,393	1,749	-356	-857
令和2年度 (2020年度)	299	756	-457	1,435	1,609	-174	-631
令和3年度 (2021年度)	313	799	-486	1,404	1,487	-83	-569
令和4年度 (2022年度)	275	936	-661	1,601	1,458	143	-518
令和5年度 (2023年度)	300	881	-581	1,640	1,490	150	-431

資料/市民課

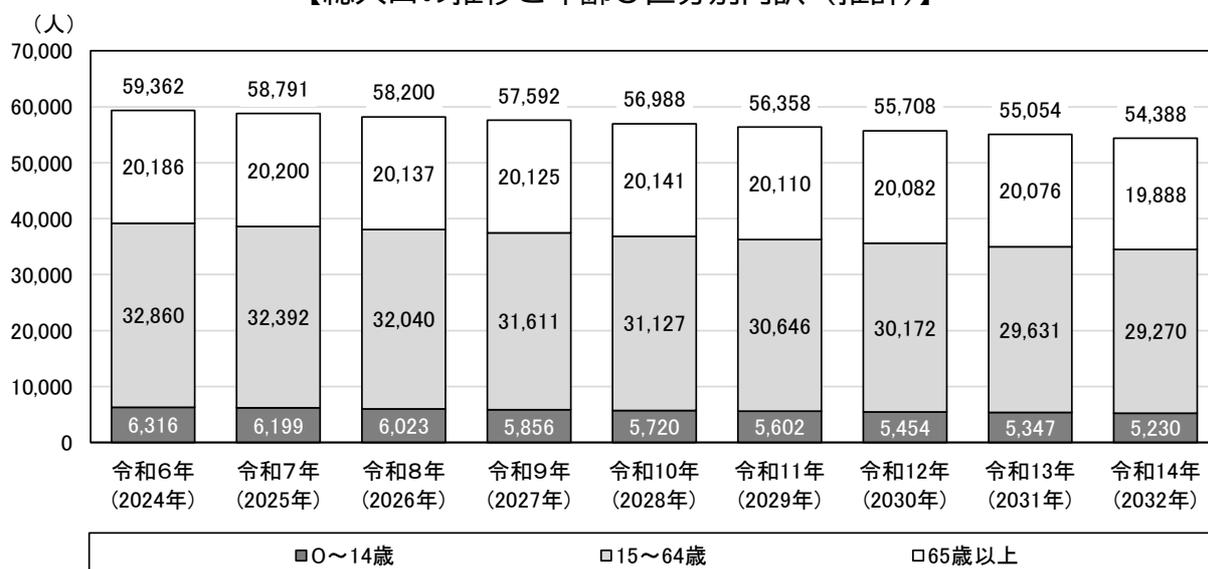
※「その他」を含めずに計算。

(3) 将来の推計人口

将来の推計人口の推移をみると、総人口は一貫して減少を続け、令和14年は令和6年と比較して、4,974人(8.4%)減の54,388人となる見込みです。

年齢3区分別にみると、0～14歳人口(年少人口)と15～64歳人口(生産年齢人口)は今後も一貫して減少し、65歳以上人口は令和10年以降、減少に転じる見込みです。

【総人口の推移と年齢3区分別内訳(推計)】

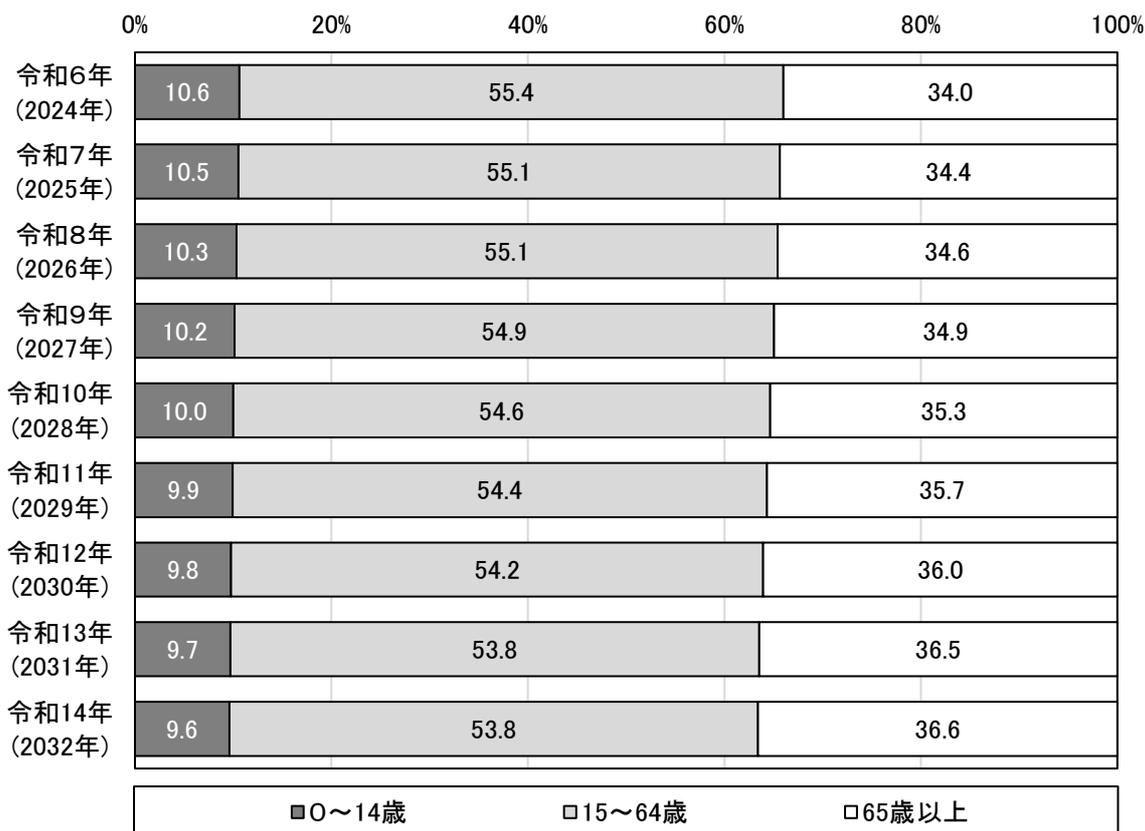


(4) 将来の年齢3区分別割合の推移（推計）

将来の推計人口の推移を年齢3区分別の構成比で見ると、0～14歳人口（年少人口）と15～64歳人口（生産年齢人口）の割合は一貫して減少を続ける一方、65歳以上人口（老年人口）の割合は増加を続ける見込みです。

この結果、令和14年には、高齢化率（65歳以上人口の割合）が36.6%となる見込みです。

【年齢3区分別割合の推移（推計）】

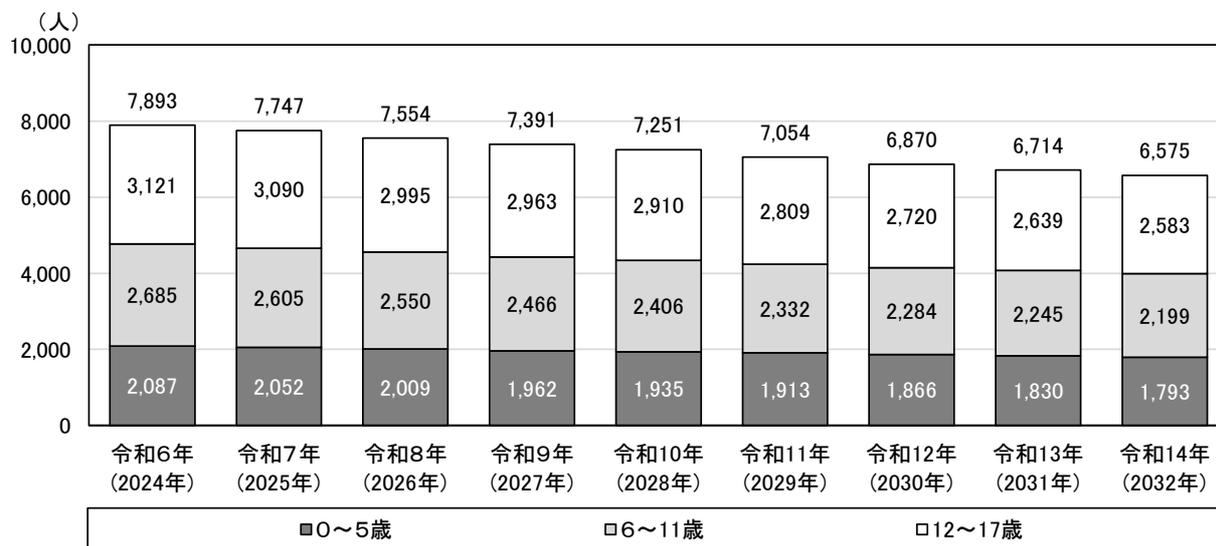


資料／住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法で算出（令和6年は実数）

(5) 将来の推計児童人口

将来の推計児童人口の推移をみると、一貫して減少が続く見込みです。令和14年には、18歳未満人口は令和6年と比較して1,318人(16.7%)減の6,575人となる見込みです。

【児童人口の推移(推計)】

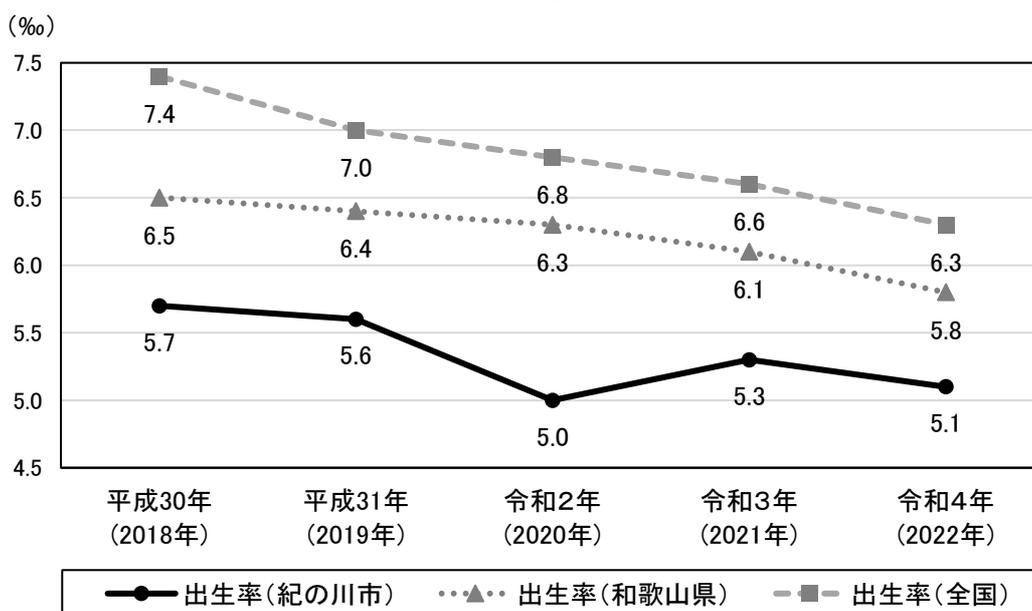


資料/住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法で算出(令和6年は実数)

(6) 出生の動向

本市の出生率(人口千人に対する出生数)は、増減はあるものの全体としては低下傾向にあり、県や全国と比較しても低い水準で推移しています。

【出生率の推移】



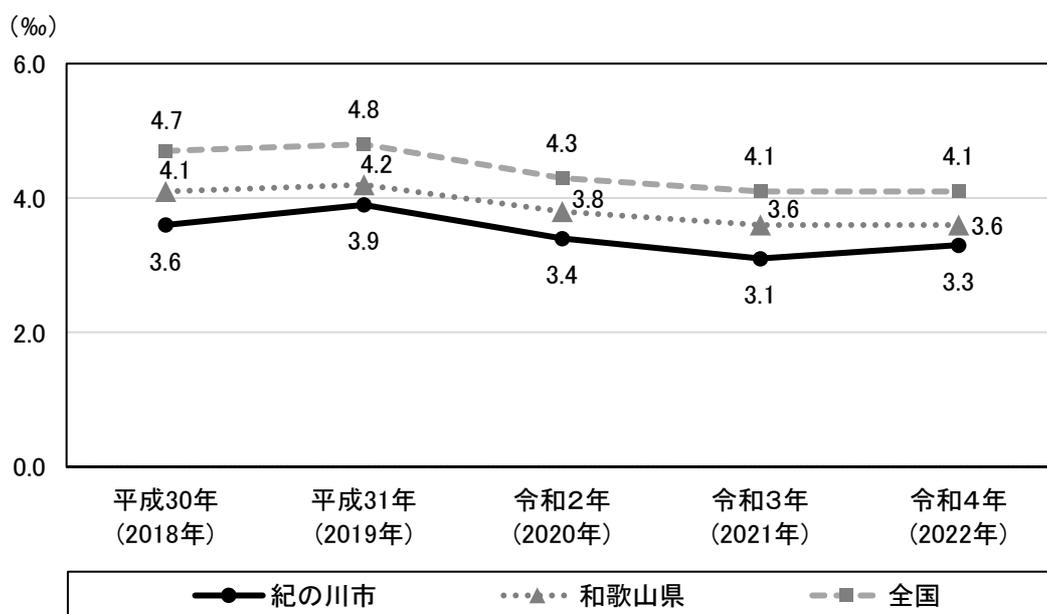
資料/人口動態保健所・市町村別統計

(7) 婚姻・離婚の動向

本市の婚姻率（人口千人に対する婚姻数）は、増減はあるものの県や全国と比較して低い水準で推移しています。

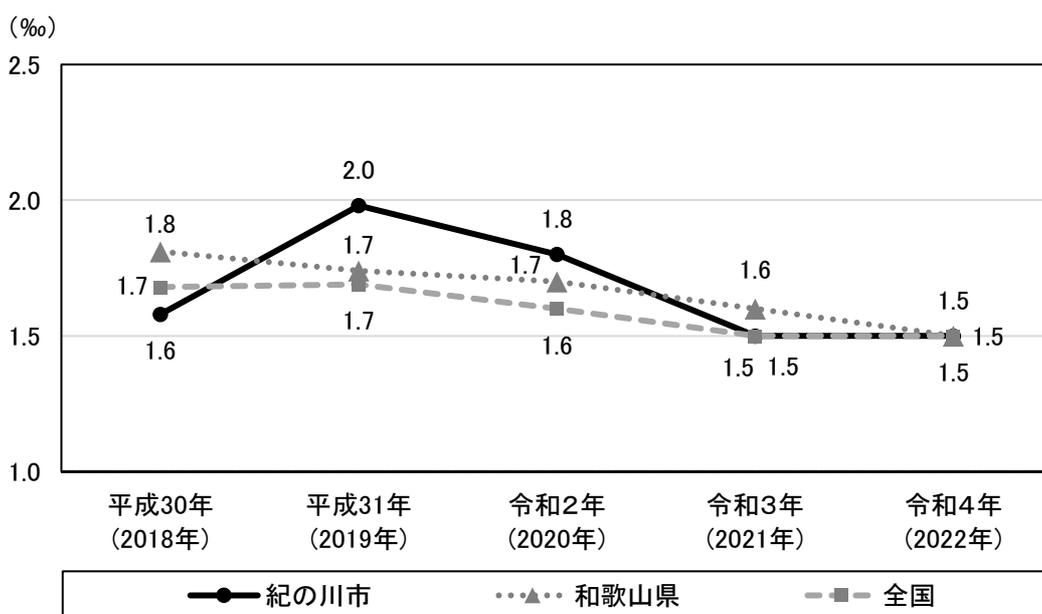
離婚率（人口千人に対する離婚数）は、平成31年と令和2年には県や全国を上回っていましたが、令和3年以降は同水準で推移しています。

【婚姻率の推移】



資料／和歌山県の人口動態統計（確定数）の概況

【離婚率の推移】



資料／和歌山県の人口動態統計（確定数）の概況

2 家族の動向

(1) 世帯の動向

本市の一般世帯数は、人口減少が続く中で増加傾向となっています。この結果、1世帯当たりの人員は年々減少し、核家族化が進行しています。

世帯構成の動向をみると、単独世帯の割合は増加、核家族世帯は横ばいで推移しています。核家族世帯の内訳では、夫婦のみの世帯とひとり親世帯の割合は増加、夫婦と子からなる世帯は減少しています。

ひとり親世帯の割合は、令和2年において、県や全国を上回っています。

【世帯数等の推移】

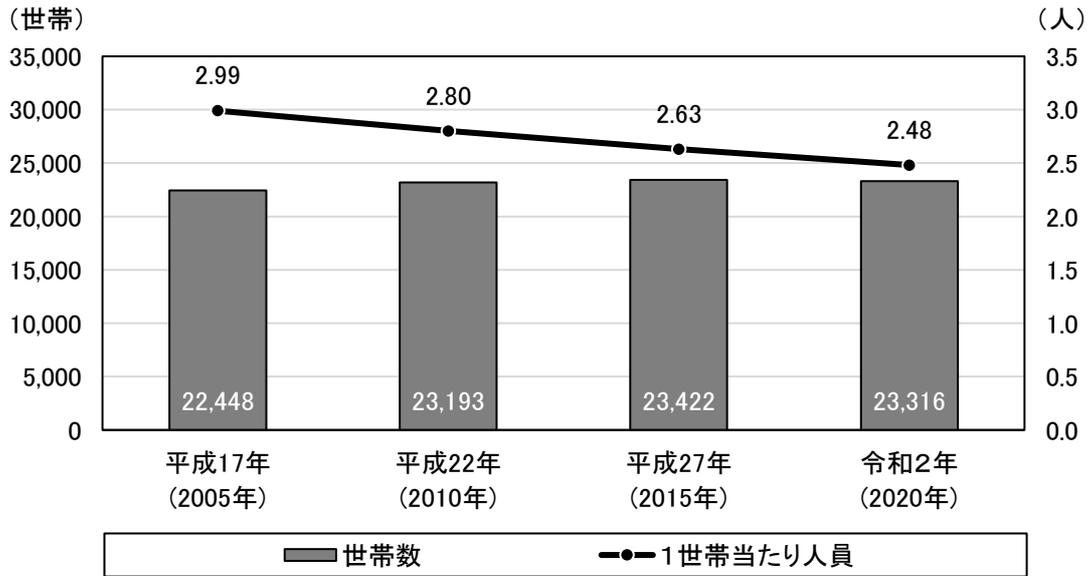
(単位：上段＝世帯、下段＝%)

		紀の川市				和歌山県	全国		
		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)		
一般世帯	世帯数	22,448	23,193	23,422	23,316	393,489	55,704,949		
	割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
	単独世帯	世帯数	3,671	4,531	5,300	5,987	127,908	21,151,042	
	割合	16.4	19.5	22.6	25.7	32.5	38.0		
	核家族世帯	世帯数	13,898	14,374	14,742	14,639	233,292	30,110,571	
		割合	61.9	62.0	62.9	62.8	59.3	54.1	
		夫婦のみの世帯	世帯数	4,864	5,167	5,543	5,729	92,680	11,158,840
			割合	21.7	22.3	23.7	24.6	23.6	20.0
		夫婦と子からなる世帯	世帯数	7,204	7,088	6,927	6,484	100,052	13,949,190
			割合	32.1	30.6	29.6	27.8	25.4	25.0
	ひとり親世帯	世帯数	1,830	2,119	2,272	2,426	40,560	5,002,541	
	割合	8.2	9.1	9.7	10.4	10.3	9.0		
	その他親族世帯	世帯数	4,816	4,169	3,244	2,566	29,651	3,939,138	
		割合	21.5	18.0	13.9	11.0	7.5	7.1	
非親族世帯	世帯数	63	111	136	124	2,638	504,198		
	割合	0.3	0.5	0.6	0.5	0.7	0.9		
1世帯当たりの人員(人)		2.99	2.80	2.63	2.48	2.28	2.21		

資料／国勢調査

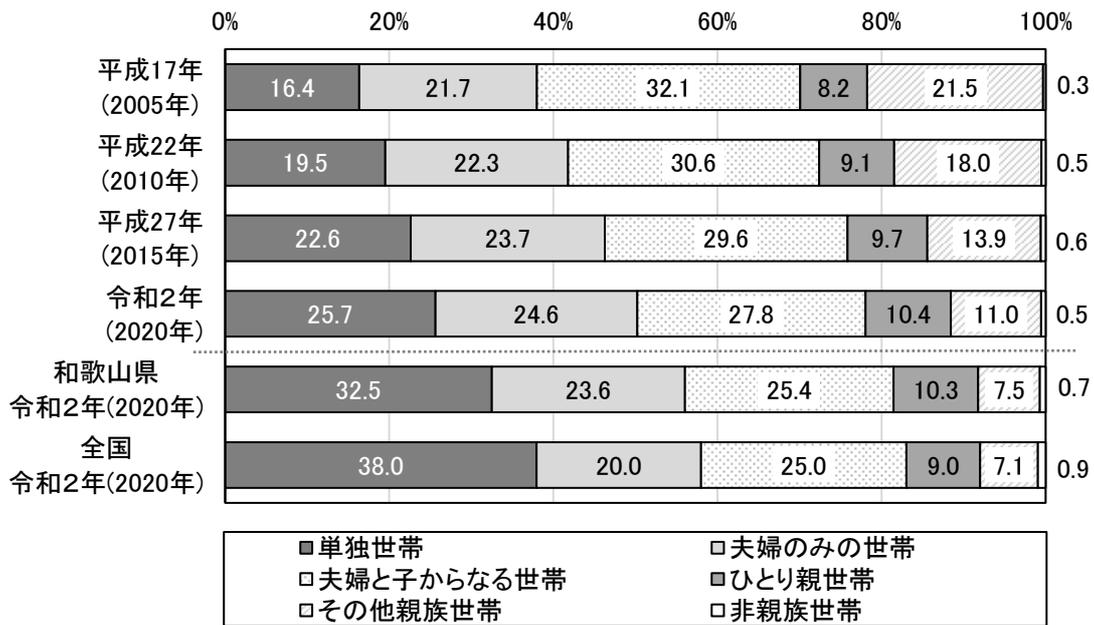
※寮・寄宿舎、病院・診療所、社会福祉施設等の施設在住の世帯を除く。

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



資料/国勢調査

【世帯構成の推移】



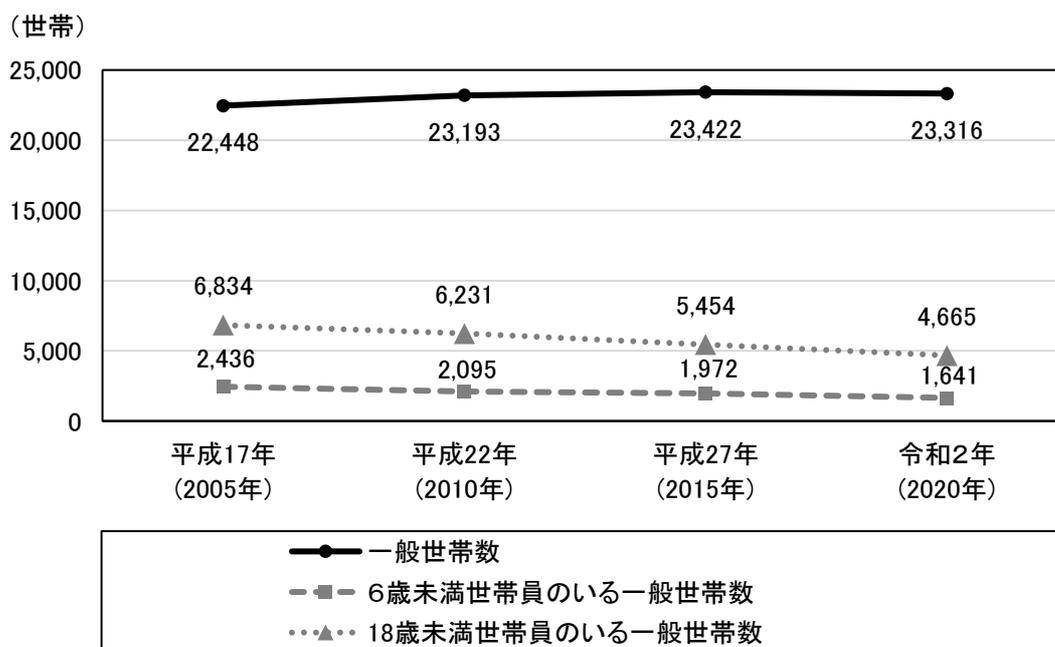
資料/国勢調査

(2) 子どもがいる世帯数の動向

一般世帯数が増加傾向にある一方、6歳未満世帯員のいる一般世帯数、18歳未満世帯員のいる一般世帯数はいずれも減少が続いています。

令和2年において、6歳未満世帯員のいる一般世帯の割合は7.0%と、県や全国を下回っています。一方で、18歳未満世帯員のいる一般世帯の割合は20.0%と、県や全国を上回っています。

【子どもがいる世帯数の推移】



資料/国勢調査

【子どもがいる世帯の割合】

	紀の川市	和歌山県	全国
一般世帯数 (世帯)	23,316	393,489	55,704,949
6歳未満世帯員のいる一般世帯数 (%)	7.0	7.2	7.6
18歳未満世帯員のいる一般世帯数 (%)	20.0	19.1	19.3

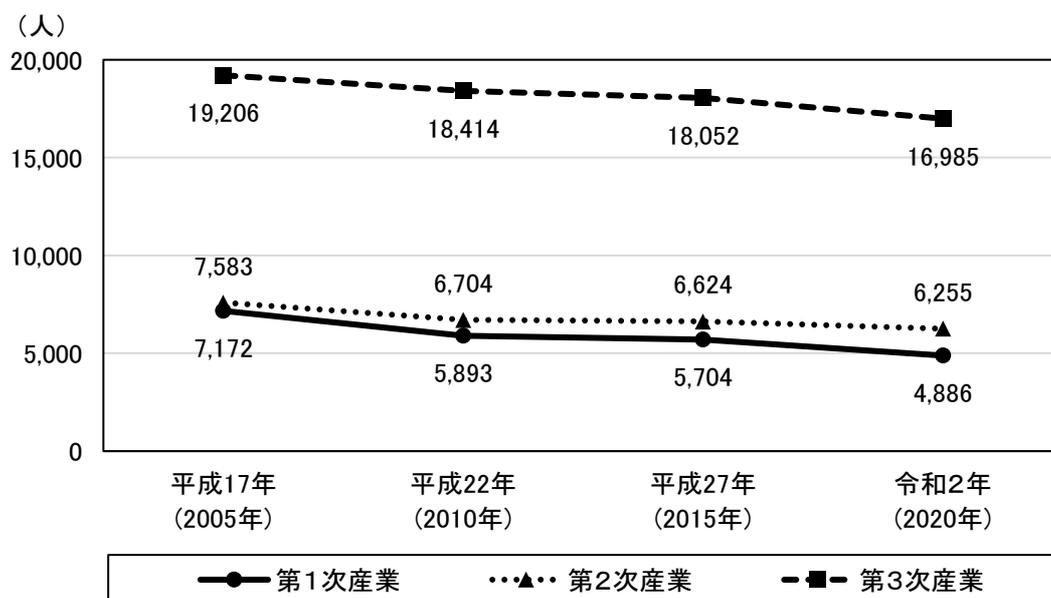
資料/国勢調査 (令和2年)

3 就労状況

(1) 産業別就業者数の状況

本市の産業別就業者数の推移をみると、いずれの産業も減少しています。特に第1次産業は平成17年から令和2年にかけて、7,172人から4,886人へと2,286人(31.9%)減少しています。また、第3次産業は平成17年から令和2年にかけて、19,206人から16,985人へと2,221人(11.6%)減少しています。

【産業別就業者数の推移（「分類不能」を除く）】



資料/国勢調査

【産業別就業者数の推移（男女別）】

	平成17年(2005年)		平成22年(2010年)		平成27年(2015年)		令和2年(2020年)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総数(人)	19,162	15,079	17,569	13,859	16,934	14,162	15,562	13,748
第1次産業(人)	3,585	3,587	3,135	2,758	2,965	2,739	2,580	2,306
第2次産業(人)	5,620	1,963	5,067	1,637	4,803	1,821	4,444	1,811
第3次産業(人)	9,797	9,409	9,116	9,298	8,752	9,300	7,939	9,046
分類不能(人)	160	120	251	166	414	302	599	585

資料/国勢調査

※第1次産業：農業、林業、漁業が該当。

※第2次産業：鉱業、建設業、製造業が該当。

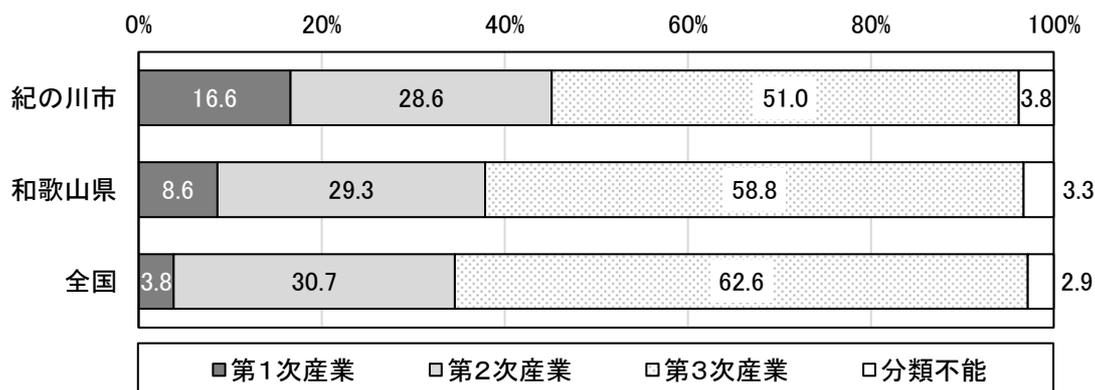
※第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務（他に分類されないもの）が該当。

(2) 産業別就業者数の割合の状況

本市の産業別就業者数の割合をみると、男女とも県や全国と比較して第1次産業が高くなっています。

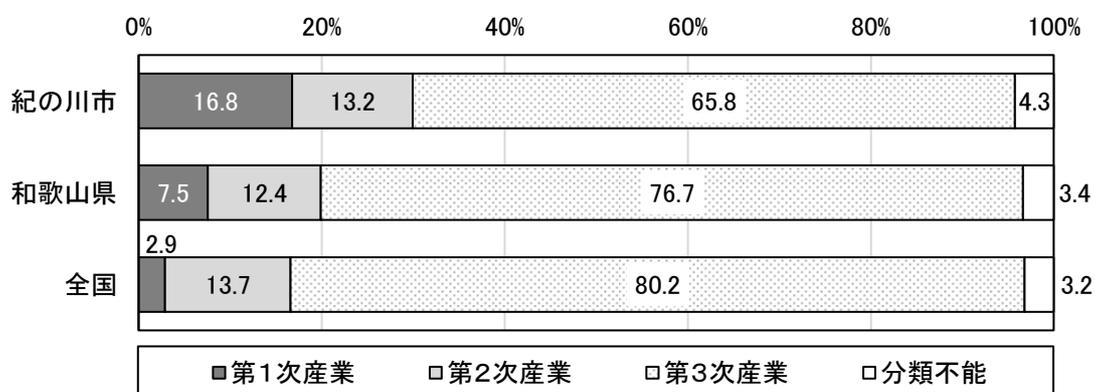
男女で比較すると、女性は男性と比較して第2次産業の割合が低く、第3次産業の割合が高くなっています。

【産業別就業者数の割合（男性）】



資料／国勢調査（令和2年）

【産業別就業者数の割合（女性）】

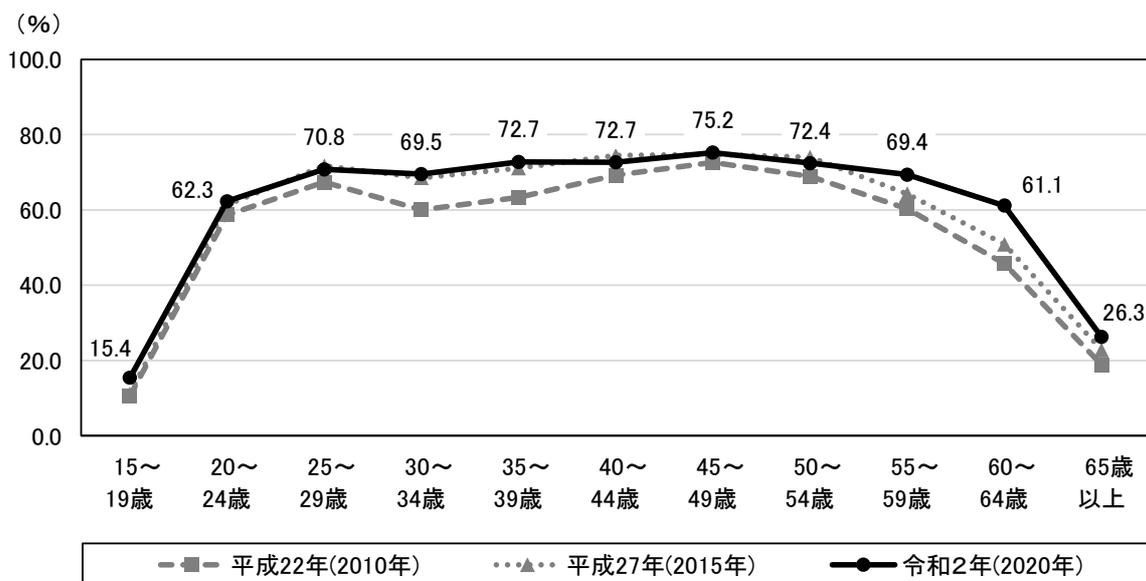


資料／国勢調査（令和2年）

(3) 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率の推移をみると、グラフが描くM字カーブの傾斜がゆるやかになっています。これは30～34歳、35～39歳の子育て世代に当たる女性の就業率が高まっているため、令和2年は25～29歳、40～44歳、50～54歳を除くすべての年齢階級で、平成22年や平成27年と比較して就業率が高くなっています。

【女性の年齢別就業率の推移】



資料／国勢調査

(4) 昼夜間人口比率

本市の昼間人口と夜間人口を比較すると、昼間人口が夜間人口を下回っています。これは就労・就学などで昼間に市外へ出る人が市外から来る人より多いためです。令和2年は平成27年と比較して、昼夜間人口の差は縮まっています。

【昼夜間人口比率】

	紀の川市		和歌山市	岩出市	紀美野町	かつらぎ町
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)
昼間人口(人)	57,097	54,709	369,960	44,279	7,809	15,880
常住人口 (夜間人口)(人)	62,616	58,816	356,729	53,967	8,256	15,967
昼夜間 人口比率(%)	91.2	93.0	103.7	82.0	94.6	99.5

資料／国勢調査

4 教育・保育サービス等の状況

(1) 保育所・認定こども園（2号・3号）の状況

本市の認可保育所（認定こども園の2号・3号分を含む）は、令和6年度は公立7か所、私立10か所の計17か所となっています。

入所児童数は減少しており、内訳をみると、2号、3号のいずれも減少傾向となっています。

児童の在籍率（入所児童数÷定員）は60%台で推移していますが、年々低くなっており、令和6年度は60.9%となっています。また、公立の在籍率は令和4年度以降40%台、私立の在籍率は令和4年度以降70%台となっており、公立・私立ともに定員内で収まっています。

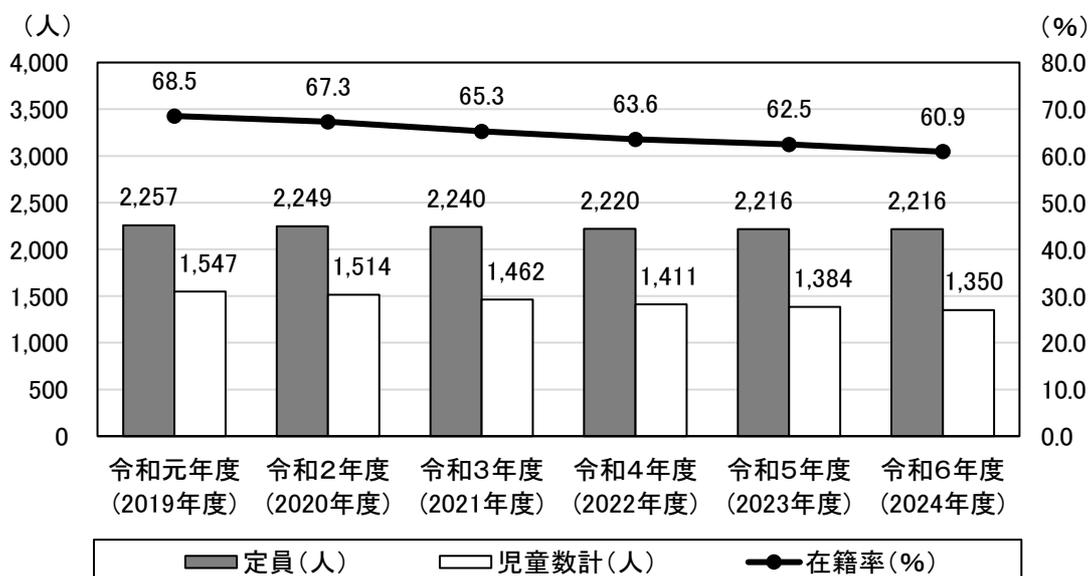
【認可保育所の状況】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
保育所数（か所）	17	17	17	17	17	17
保育所認可定員（人）	2,257	2,249	2,240	2,220	2,216	2,216
保育所入所児童数（人）	1,547	1,514	1,462	1,411	1,384	1,350
2号（3-5歳）	1,096	1,055	1,020	988	973	960
3号（0-2歳）	451	459	442	423	411	390
保育園の整備実績	H31.4 あおば幼稚園 が認定こども 園へ H31.4 新粉河保育 園受入開始 (240人)		R3.4 山の子共同保 育園が小規模 保育事業所か ら保育所へ	R4.4 ながやま保 育園が認定こ ども園へ		

資料／保育課（各年度4月1日現在）

※令和6年5月1日開園の「つたのは保育園」は除く。

【認可保育所の定員・入所児童数・在籍率の推移】



資料／保育課（各年度4月1日現在）

【認可保育所の定員・入所児童数・在籍率の推移（個別）】

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
こばと保育所	定員(人)	298	298	298	298	298	298
	児童数(人)	215	227	206	195	198	192
なるき保育所	定員(人)	184	184	184	184	184	184
	児童数(人)	124	115	119	111	124	112
八王子保育所	定員(人)	79	79	79	79	79	79
	児童数(人)	28	28	31	31	31	31
中貴志保育所	定員(人)	165	165	165	165	165	165
	児童数(人)	79	77	66	74	73	66
東貴志保育所	定員(人)	150	150	150	150	150	150
	児童数(人)	76	57	52	42	36	36
西貴志保育所	定員(人)	150	150	150	150	150	150
	児童数(人)	58	58	52	44	40	35
丸栖保育所	定員(人)	150	150	150	150	150	150
	児童数(人)	82	76	63	64	62	58
公立保育所 計	定員(人)	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176	1,176
	児童数(人)	662	638	589	561	564	530
	在籍率(%)	56.3	54.3	50.1	47.7	48.0	45.1

粉河保育園	定員(人)	240	240	240	240	240	240
	児童数(人)	245	207	203	196	184	185
名手保育園	定員(人)	240	240	240	240	240	240
	児童数(人)	136	144	144	133	123	121
安楽川保育園	定員(人)	204	204	204	204	204	204
	児童数(人)	194	190	185	177	160	165
ながやま保育園	定員(人)	190	190	190			
	児童数(人)	149	158	146			
ながやまこども園	定員(人)				170	155	155
	児童数(人)				143	137	131
レイモンドこども園	定員(人)	105	99	99	99	105	105
	児童数(人)	98	96	95	91	97	96
愛の光幼稚園	定員(人)	34	34	34	34	39	39
	児童数(人)	19	26	22	29	30	36
あおば幼稚園	定員(人)	22	20	20	20	20	20
	児童数(人)	7	16	28	27	35	36
未来保育園	定員(人)	18	18	18	18	18	18
	児童数(人)	14	18	16	18	17	12
山の子共同保育園	定員(人)	9	9	20	24	24	24
	児童数(人)	8	4	20	23	19	18
ニチキッズきのかわ保育園	定員(人)	19	19	19	19	19	19
	児童数(人)	15	17	14	13	18	20
私立保育所 計	定員(人)	1,081	1,073	1,084	1,068	1,064	1,064
	児童数(人)	885	876	873	850	820	820
	在籍率(%)	81.9	81.6	80.5	79.6	77.1	77.1

資料／保育課（各年度4月1日現在）

※定員の数値は、認可定員。

認定こども園（レイモンドこども園、愛の光幼稚園、あおば幼稚園、ながやまこども園）については、2号・3号の保育認定の定員。

(2) 幼稚園・認定こども園の状況

本市の幼稚園は、令和6年5月1日時点で私立が2園あり、入園児童数は140人となっています。入園児童数の推移をみると、令和3年以降増加傾向となっていました。令和6年に減少に転じています。

また、幼保連携型認定こども園は、令和4年に1園増えて3園となっています。令和6年の入園児童数は308人となっています。

【就学前児童数・園数・入園児童数等の推移（幼稚園）】

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
就学前児童数(人)		2,408	2,318	2,237	2,218	2,153	2,087
私立	園数(園)	2	2	2	2	2	2
	入園児童数(人)	145	140	141	142	147	140
	3歳児(人)	50	43	53	44	57	50
	4歳児(人)	53	45	45	53	39	53
	5歳児(人)	42	52	43	45	51	37
就園率(%)		6.0	6.0	6.3	6.4	6.8	6.7

資料/学校基本調査(各年5月1日現在)

就学前児童数は市民課(各年3月31日現在)

【就学前児童数・園数・入園児童数等の推移（幼保連携型認定こども園）】

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
就学前児童数(人)		2,408	2,318	2,237	2,218	2,153	2,087
私立	園数(園)	2	2	2	3	3	3
	入園児童数(人)	147	150	147	302	320	308
	0歳児(人)	9	8	9	15	11	11
	1歳児(人)	17	19	19	39	43	39
	2歳児(人)	25	21	25	54	49	52
	3歳児(人)	27	36	33	62	92	72
	4歳児(人)	40	26	36	63	62	71
	5歳児(人)	29	40	25	69	63	63
就園率(%)		6.1	6.5	6.6	13.6	14.9	14.8

資料/学校基本調査(各年5月1日現在)

就学前児童数は市民課(各年3月31日現在)

(3) 小学校の状況

本市の小学校は、令和6年5月1日時点で公立が15校あり、学級数は168学級、児童数は2,627人となっています。出生数の減少に伴い、児童数は減少が続いています。

【小学校の数・学級数・児童数等の推移】

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
小 学 校	学校数(校)	16	16	16	15	15	15
	学級数(学級)	166	159	162	162	162	168
	児童数(人)	2,989	2,887	2,854	2,806	2,715	2,627
	教員数(人)	273	264	265	270	276	278
	教職員1人当たり 児童数(人)	10.95	10.94	10.77	10.39	9.84	9.45

資料／学校基本調査(各年5月1日現在)、休校を除く

(4) 中学校の状況

本市の中学校は、令和6年5月1日時点で公立が6校あり、学級数は62学級、生徒数は1,337人となっています。生徒数は、令和2年に増加しましたが、その後は減少が続いています。

【中学校の数・学級数・生徒数等の推移】

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
中 学 校	学校数(校)	7	7	7	7	6	6
	学級数(学級)	64	65	65	64	64	62
	生徒数(人)	1,384	1,399	1,397	1,362	1,351	1,337
	教員数(人)	136	138	136	133	129	131
	教職員1人当たり 生徒数(人)	10.18	10.14	10.27	10.24	10.47	10.21

資料／学校基本調査(各年5月1日現在)、休校を除く

(5) 小中学校における長期欠席や不登校者数等の状況

本市の小学校における長期欠席児童の数は、令和5年度は令和元年度と比較して、27人増の52人となっています。令和3年度以降、50人台で推移しています。

不登校児童の数は、令和5年度は令和元年度と比較して、21人増の39人となっています。令和3年度以降、30人台で推移しています。

スクールカウンセラーの派遣校は、令和5年度は15校となっています。

中学校における長期欠席生徒の数は増加しており、令和5年度は令和元年度と比較して、31人増の94人となっています。

不登校生徒の数も年々増加を続けており、令和5年度は令和元年度と比較して、33人増の89人となっています。

スクールカウンセラーの派遣校は、令和5年度は5校となっています。

【長期欠席・不登校者数等の推移】

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
小 学 校	長期欠席(人)	25	29	50	52	52	50
	不登校(人)	18	18	34	37	39	38
	スクールカウンセラー派遣(校)	12	16	16	15	15	15

中 学 校	長期欠席(人)	63	65	68	82	94	94
	不登校(人)	56	58	61	72	89	89
	スクールカウンセラー派遣(校)	6	6	6	6	5	5

資料/教育総務課(各年度3月31現在)、令和6年度は見込値

※長期欠席：前年度間に30日間以上欠席した者。欠席は連続である必要はない。「不登校」を含む。

※不登校：病気や経済的理由以外の何かしらの理由で、登校しない(できない)ことにより長期欠席した者。

(6) 学童保育（放課後児童クラブ）

本市の学童保育は、令和6年度で10か所あり、合計で定数は585人、登録人数は509人となっています。

登録人数は、令和3年度までは増加していましたが、令和4年度以降は減少しています。

また、令和6年度時点で「てのひら」を除く学童保育では、定数以内の受入れとなっています。

【学童保育の定数・登録人数・待機人数の推移】

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
てのひら	定数	75	75	75	75	75
	登録人数	89	100	86	85	80
太陽の子	定数	60	90	90	90	90
	登録人数	61	94	92	92	90
粉河アットホームクラブ	定数	70	70	70	70	70
	登録人数	79	69	72	60	61
チャレンジ児童クラブ	定数	80	80	80	80	80
	登録人数	87	75	70	76	72
あらかわ放課後児童クラブ	定数	60	60	60	60	60
	登録人数	61	54	48	57	49
ももやま放課後児童クラブ	定数	25	25	25	25	25
	登録人数	24	20	21	23	17
こどもくらぶ	定数	70	70	70	70	70
	登録人数	73	74	60	38	52
ほたるっこ	定数	30	30	30	30	30
	登録人数	34	31	30	30	19
西貴志こどもくらぶ	定数	60	60	60	60	60
	登録人数	63	61	47	48	53
丸栖っ子クラブ	定数	25	25	25	25	25
	登録人数	26	30	25	21	16
合計	定数	555	585	585	585	585
	登録人数	597	608	551	530	509
	待機人数	33	28	35	6	18

資料／保育課（各年度4月1日現在）

5 母子保健の状況

(1) 母子健康手帳交付数

母子健康手帳の交付数は、出生数の減少とともに減少傾向にあり、令和3年度以降 300 件を下回って推移しています。令和5年度は 277 件となっています。

【母子健康保健手帳交付数の推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
交付数(件)	304	326	298	288	277	286

資料/こども課(各年度3月31日現在)、令和6年度は見込値

(2) 妊婦健康診査受診者数

妊婦健康診査の受診者数は、妊娠届出者数の減少とともに減少傾向にありますが、令和5年度は前年度から 21 人増加して 444 人となっています。

【妊婦健康診査受診者数の推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
受診者数(実人数)	476	467	459	423	444	427

資料/こども課(各年度3月31日現在)、令和6年度は見込値

(3) 乳幼児健康診査受診者数

乳幼児健康診査の受診者数は、対象者の減少とともに減少傾向となっていますが、受診率は令和3年度の1歳8か月児を除いて、毎年度 95.0%以上となっています。また、令和4年度と令和5年度の4か月児と7か月児で 99.0%から 100.0%と高くなっています。

【乳幼児健康診査受診者数の推移】

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
4か月児	対象者数(人)	296	174	312	300	287	286
	受診数(人)	288	168	297	300	284	286
	受診率(%)	97.3	96.6	95.2	100.0	99.0	100.0
7か月児	対象者数(人)	305	162	333	298	289	286
	受診数(人)	297	155	324	298	289	286
	受診率(%)	97.4	95.7	97.3	100.0	100.0	100.0
1歳8か月児	対象者数(人)	335	382	335	355	310	327
	受診数(人)	326	372	318	343	301	327
	受診率(%)	97.3	97.4	94.9	96.6	97.1	100.0
3歳8か月児	対象者数(人)	380	417	392	382	354	346
	受診数(人)	374	407	379	374	344	346
	受診率(%)	98.4	97.6	96.7	97.9	97.2	100.0

資料/こども課(各年度3月31日現在)、令和6年度は見込値

(4) 訪問指導

人口や出生数の減少などにより対象者が減少している中、新生児・乳幼児の訪問指導の人数は増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にあり、令和4年度以降は600人台で推移しています。

【訪問指導人数の推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
新生児・乳幼児訪問指導（人）	494	429	542	671	635	588

資料／こども課（各年度3月31日現在）、令和6年度は見込値

(5) 相談事業

1歳児健康相談は、令和3年度以降減少しています。2歳6か月児健康相談は、増減を繰り返しながら全体としては増加傾向にあります。発達相談は、令和3年度までは減少、その後は増加しています。

【相談事業利用者の推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1歳児健康相談（実人数）	299	169	313	306	286	302
2歳6か月児健康相談（実人数）	324	201	338	334	353	312
発達相談（延人数）	330	305	252	258	285	268

資料／こども課（各年度3月31日現在）、令和6年度は見込値

(6) その他の母子保健事業

離乳食教室と親子教室の参加者は、令和2年度に大きく減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

【その他の事業利用者の推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
離乳食教室（実人数）	585	43	59	230	419	518
親子教室（延人数）	1,203	359	573	502	858	1,065

資料／こども課（各年度3月31日現在）、令和6年度は見込値

6 各種手当・助成制度の状況

(1) 各種手当

各種手当の実施状況は次の通りとなっています。

中学校卒業までの児童を養育している人に支給する児童手当と、ひとり親家庭等に支給する児童扶養手当は、いずれも年々減少しています。

障がいのある児童の保護者などに支給される特別児童扶養手当は、増減はあるものの、全体としては増加傾向で推移しています。

障害者手帳の交付を受けている児童の保護者などに支給される心身障害児扶養手当は、増減を繰り返しながら130～150件台で推移しています。

重度の心身障がいがある児童に支給される障害児福祉手当は、年々減少しています。

【各種手当の実施状況】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
児童手当(件)	6,098	5,966	5,890	5,677	5,532	6,753
児童扶養手当(件)	584	577	565	543	539	531
特別児童扶養手当(件)	124	133	123	137	148	145
心身障害児扶養手当(件)	137	159	156	136	146	147
障害児福祉手当(件)	22	21	18	17	13	17

資料/こども課、障害福祉課(各年度3月31日現在)、令和6年度は見込値

※児童手当は、令和6年度より高校生も対象に含む。

(2) 各種助成制度の実施状況

対象となる子どもの医療費自己負担分を助成する子ども医療費助成は、対象者の減少とともに年々減少していましたが、令和5年度は8月1日からの対象年齢の拡大に伴い大きく増加し、7,000人台となっています。

ひとり親家庭等の保護者と児童の医療費自己負担分を助成するひとり親家庭等医療費助成は、年々減少しています。

【各種助成制度の実施状況】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
子ども医療費助成(人)	6,659	6,550	6,451	6,339	7,495	8,105
ひとり親家庭等医療費助成(人)	1,478	1,426	1,399	1,297	1,278	1,299

資料/国保年金課(各年度3月31日現在)、令和6年度は見込値

※令和5年度の子ども医療費助成の対象者は、同年8月1日からの制度拡充により、平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれの1,347人を含む。

7 子育て支援のための地域資源

(1) 地域子育て支援拠点

現在、3か所の地域子育て支援拠点で、親子の交流や、子育てに関する不安や悩みの相談などの支援活動を行っています。

赤ちゃん広場と子育て教室の利用者数（延組数）は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度と令和3年度は減少していましたが、令和4年度以降は増加しています。

【地域子育て支援拠点の状況】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
拠点数（か所）	3	3	3	3	3	3
赤ちゃん広場（延組数）	414	232	89	242	316	367
子育て教室（延組数）	466	205	79	236	262	425

資料／こども課（各年度3月31日現在）、令和6年度は見込値

(2) 図書館の状況

河北、河南両図書館の蔵書数は年々増加しています。

両図書館合計の登録者数は、0～12歳、13～15歳、16歳以上の各年代で増加しています。特に16歳以上で大きく増えています。

令和4年度以降、利用人数は0～12歳と16歳以上で顕著な増加がみられます。

【図書館の蔵書数の推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
河北図書館（冊）	96,327	98,861	101,275	103,926	105,224	107,574
河南図書館（冊）	73,026	77,095	81,622	85,532	89,013	93,529

資料／生涯学習課（各年度3月31日現在）、令和6年度は見込値

【図書館の利用状況の推移】

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
登録者数（人）	0～12歳	11,039	11,138	11,258	11,432	11,638	11,793
	13～15歳	1,148	1,161	1,176	1,189	1,206	1,221
	16歳以上	16,957	17,345	17,819	18,367	18,924	19,450
貸出冊数（冊）	0～12歳	70,980	48,770	48,784	52,412	54,465	62,653
	13～15歳	5,791	4,917	4,555	4,584	4,822	5,750
	16歳以上	208,883	166,819	159,391	175,636	187,467	201,098
利用人数（人）	0～12歳	12,733	7,492	6,730	8,029	9,668	11,239
	13～15歳	1,383	1,019	835	1,017	1,060	1,373
	16歳以上	54,520	40,995	36,325	43,690	51,465	52,488

資料／生涯学習課（各年度3月31日現在）、令和6年度は見込値

(3) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の総数は令和元年度以降、170人で変化はありませんが、男性委員が減少し、女性委員が増加しています。

主任児童委員数は11人で変化はありません。

【民生委員・児童委員数の推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
民生委員・児童委員数(人)	170	170	170	170	170	170
うち男性委員(人)	86	83	83	83	78	78
うち女性委員(人)	84	87	87	87	92	92
1人当たり担当世帯数(世帯)	156	156	156	157	158	160
主任児童委員数(人)	11	11	11	11	11	11

資料/社会福祉課(各年度4月30日現在)

(4) 母子保健推進員の状況

母子保健推進員は、働く女性が増加するなど推進員選出が困難な状況であることから、減少傾向となっています。

【母子保健推進員数の推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
母子保健推進員(人)	130	130	130	122	121	57

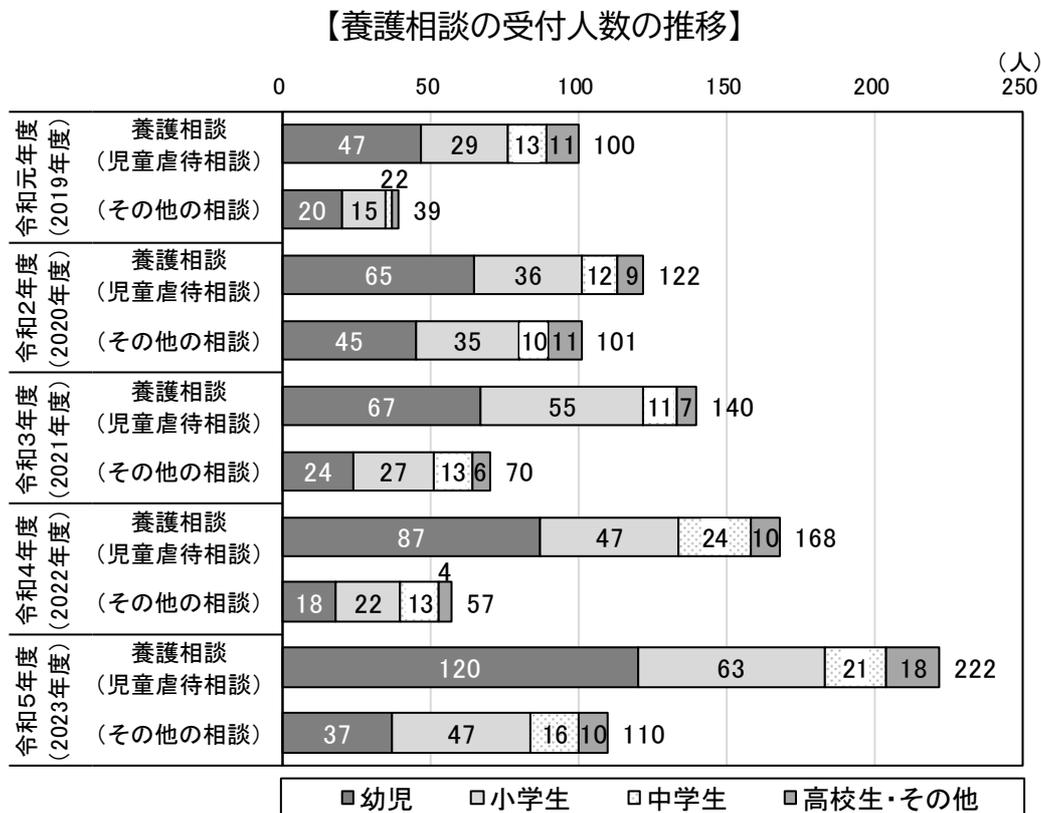
資料/こども課(各年度4月1日現在)

※令和6年度は選出の地区割を見直したことにより大幅に減少している。

8 子どもの虐待に関する状況

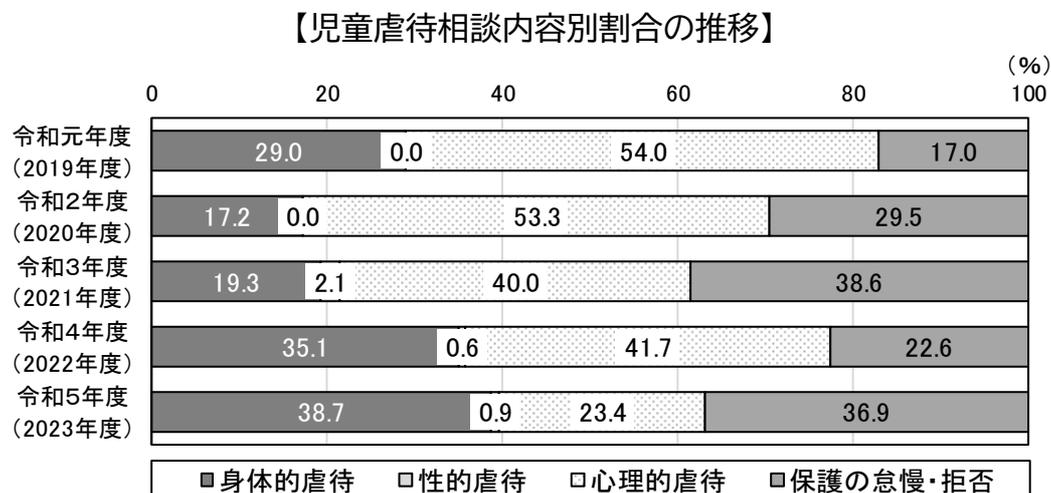
(1) 養護相談の受付人数

養護相談（児童虐待相談）受付人数は令和元年度以降増加し続けており、令和5年度で222人となっています。



(2) 児童虐待相談の虐待内容別割合

児童虐待相談を虐待の内容別の割合で見ると、「身体的虐待」が令和2年度以降増加し続けており、令和5年度で38.7%となっています。



(3) 被虐待児の年代・内容別相談受付人数

虐待を受けた年代別に虐待内容をみると、いずれの年代も「保護の怠慢・拒否」が増加傾向にあり、高校生・その他を除く年代では「身体的虐待」も増加傾向となっています。

【虐待の年齢・内容別相談受付人数の推移】

(人)

	身体的虐待					性的虐待					心理的虐待					保護の怠慢・拒否					合計				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
0～3歳未満	4	4	5	9	17	0	0	0	0	0	6	18	8	19	16	15	20	20	12	32	25	42	33	40	65
3歳～就学前児童	10	4	6	17	24	0	0	1	0	0	12	15	16	13	12	0	4	11	6	19	22	23	34	36	55
小学生	7	8	13	22	32	0	0	2	1	1	22	18	22	21	11	0	10	18	11	19	29	36	55	55	63
中学生	3	3	2	7	8	0	0	0	0	1	9	8	6	10	7	1	1	3	4	5	13	12	11	21	21
高校生・その他	5	2	1	4	5	0	0	0	0	0	5	6	4	7	6	1	1	2	5	7	11	9	7	16	18

資料/こども課

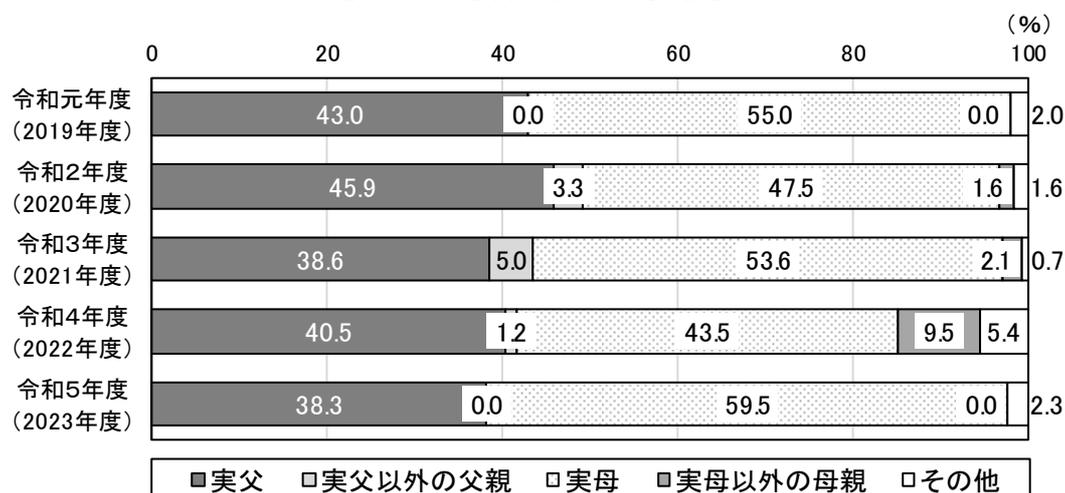
①令和元年度、②令和2年度、③令和3年度、④令和4年度、⑤令和5年度
(2019年度) (2020年度) (2021年度) (2022年度) (2023年度)

(4) 主な虐待者

主な虐待者の内訳は、各年度「実母」が最も多く、次いで「実父」となっています。

令和5年度と令和元年度を比較すると、実母は4.5ポイント増加、実父は4.7ポイント減少しています。

【主な虐待者の内訳の推移】



資料/こども課

9 ニーズ調査結果の概要

本計画の基礎資料とするため実施した、「紀の川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の中から、主な結果を掲載します。

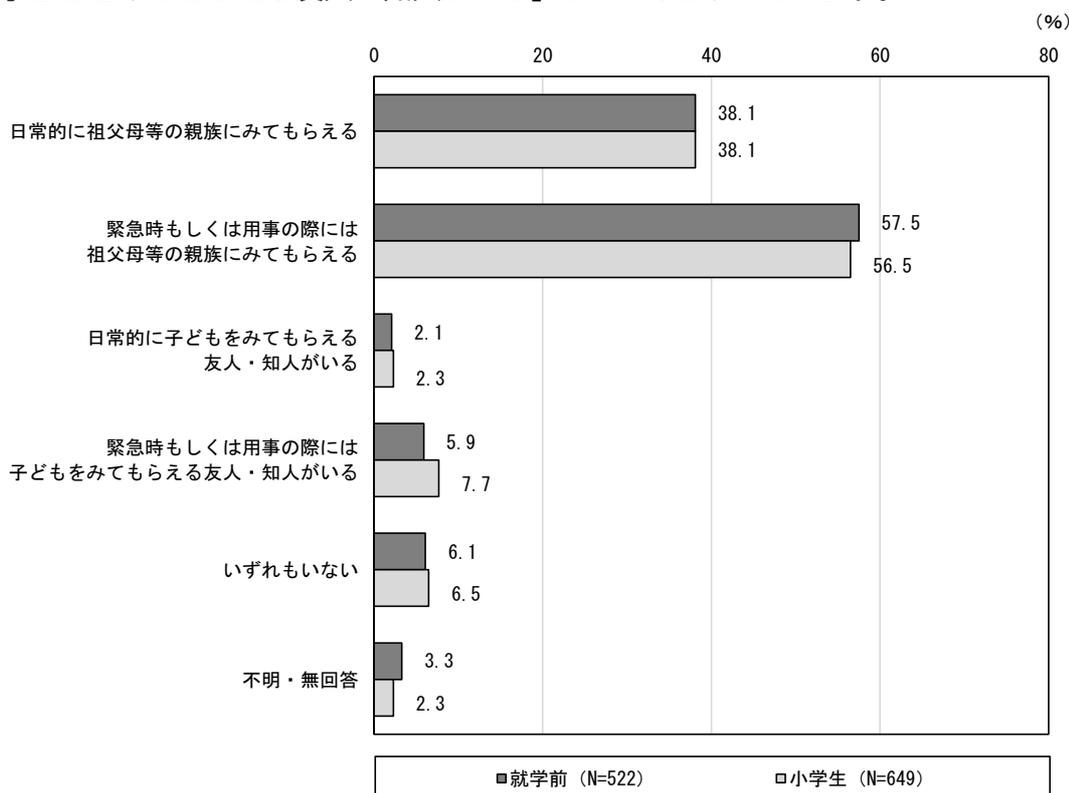
調査地域	紀の川市全域
調査対象者	紀の川市在住の ①就学前児童がいる世帯・保護者 ②小学生がいる世帯・保護者
調査方法	保育所、学校等への配布・回収または郵送での配布・回収による 本人記入方式／WEB回答方式
調査期間	令和5年12月1日（金）～12月20日（水）
回収結果	①配布数 889 件、有効回収数 522 件、有効回収率 58.7% ②配布数 1,152 件、有効回収数 649 件、有効回収率 56.3%

(1) 子どもの育ちをめぐる環境について

■ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか（複数回答）

就学前では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 57.5%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 38.1%、「いずれもない」が 6.1%となっています。

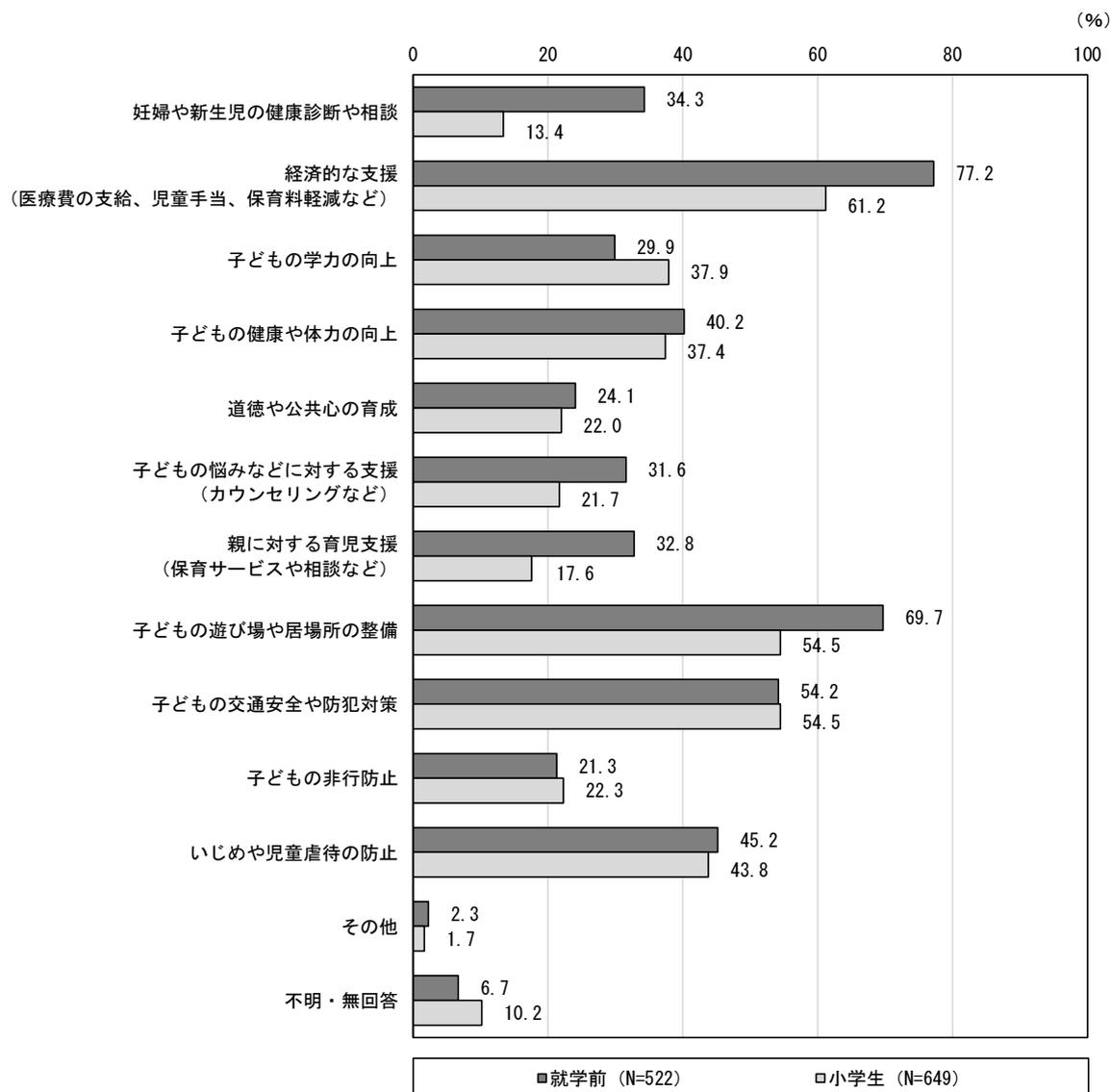
小学生では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 56.5%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 38.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が 7.7%となっています。



子育てや教育をする上で、行政に希望するサポート（複数回答）

就学前では、「経済的な支援」が77.2%と最も多く、次いで「子どもの遊び場や居場所の整備」が69.7%、「子どもの交通安全や防犯対策」が54.2%となっています。

小学生では、「経済的な支援」が61.2%と最も多く、次いで「子どもの遊び場や居場所の整備」「子どもの交通安全や防犯対策」が54.5%となっています。

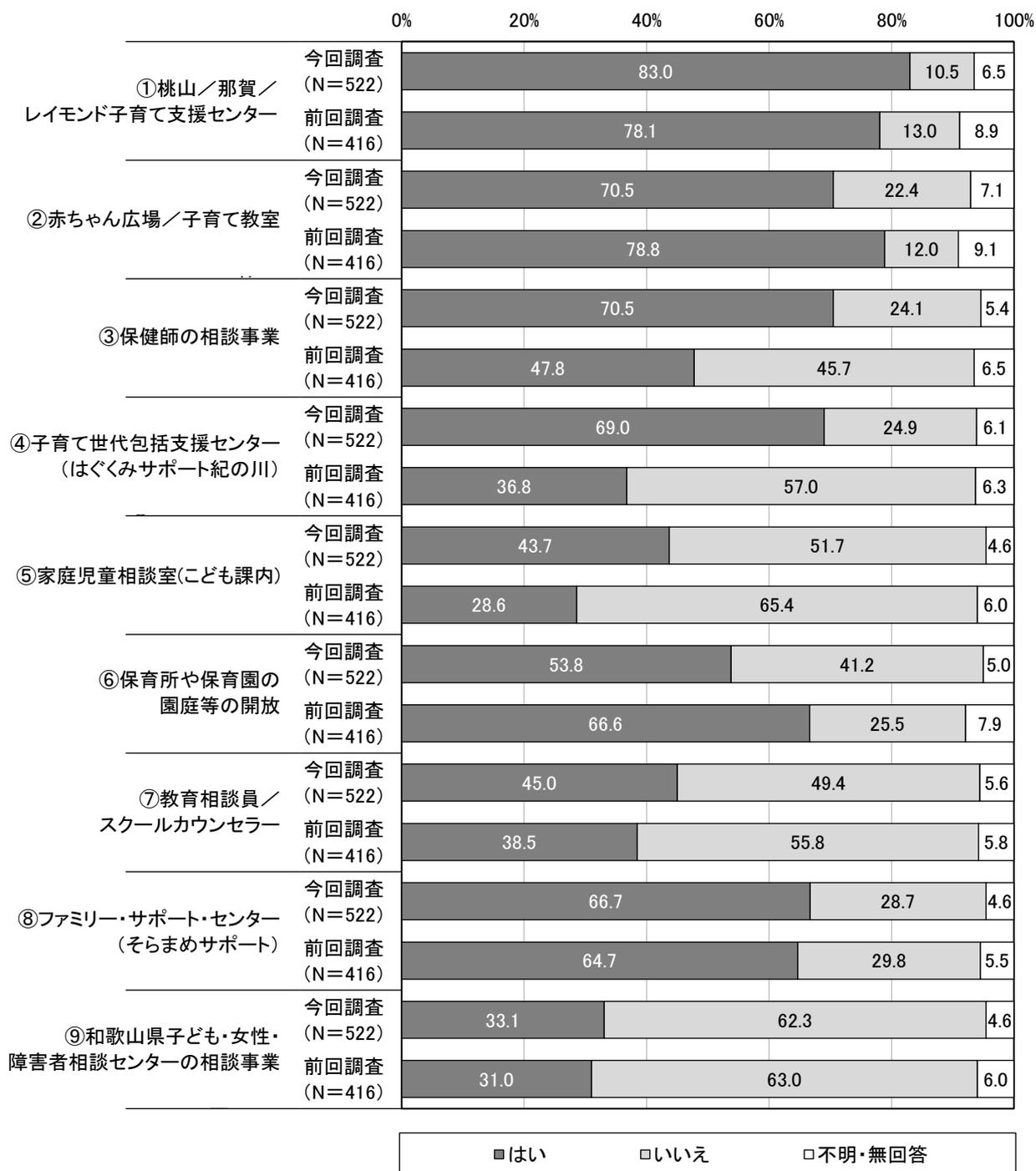


(2) 子育て関連施設、事業等について

■ 認知度（それぞれ単数回答）

「②赤ちゃん広場／子育て教室」「⑥保育所や保育園の園庭等の開放」を除くすべての項目で、前回調査より認知度が増加しており、「④子育て世代包括支援センター」は前回調査と比較して 32.2 ポイント増加しています。

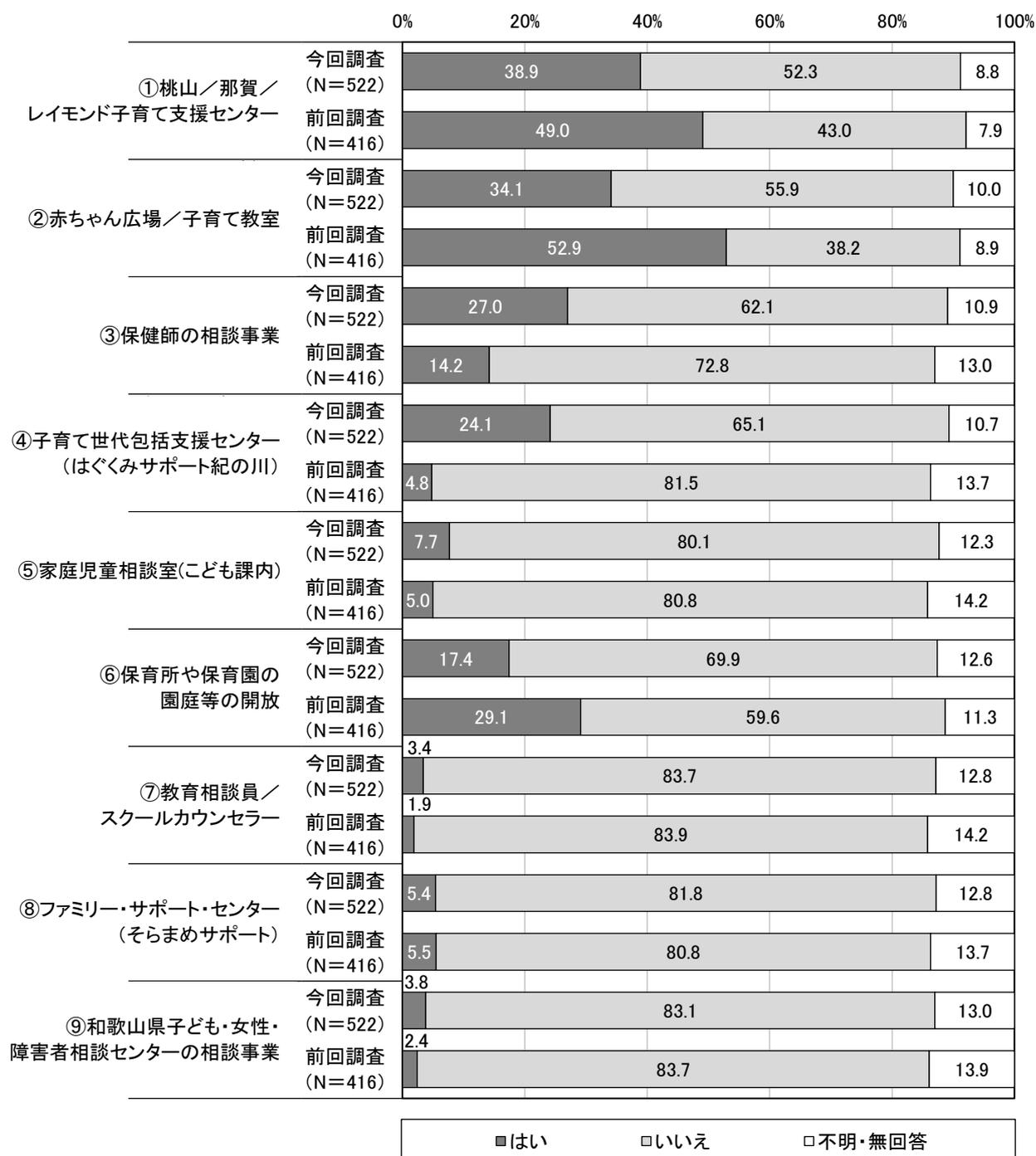
【就学前児童保護者】



■ 利用度（それぞれ単数回答）

新型コロナウイルス感染症の流行による事業の中止等が影響し、特に「①桃山／那賀／レイモンド子育て支援センター」「②赤ちゃん広場／子育て教室」「⑥保育所や保育園の園庭等の開放」では、前回調査より減少しています。

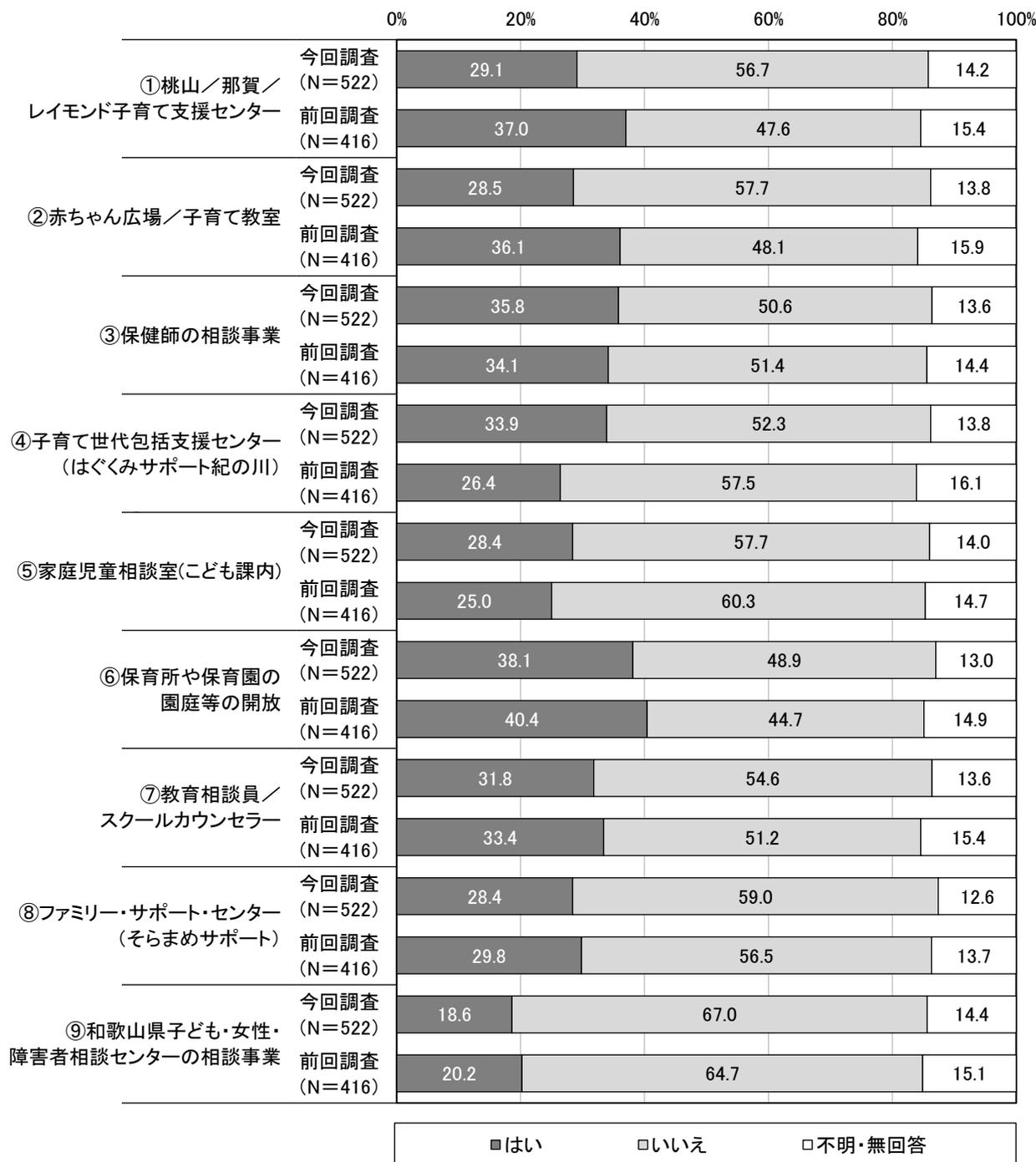
【就学前児童保護者】



■ 利用意向（それぞれ単数回答）

「③保健師の相談事業」「④子育て世代包括支援センター」「⑤家庭児童相談室」の利用意向は前回調査より増加しています。

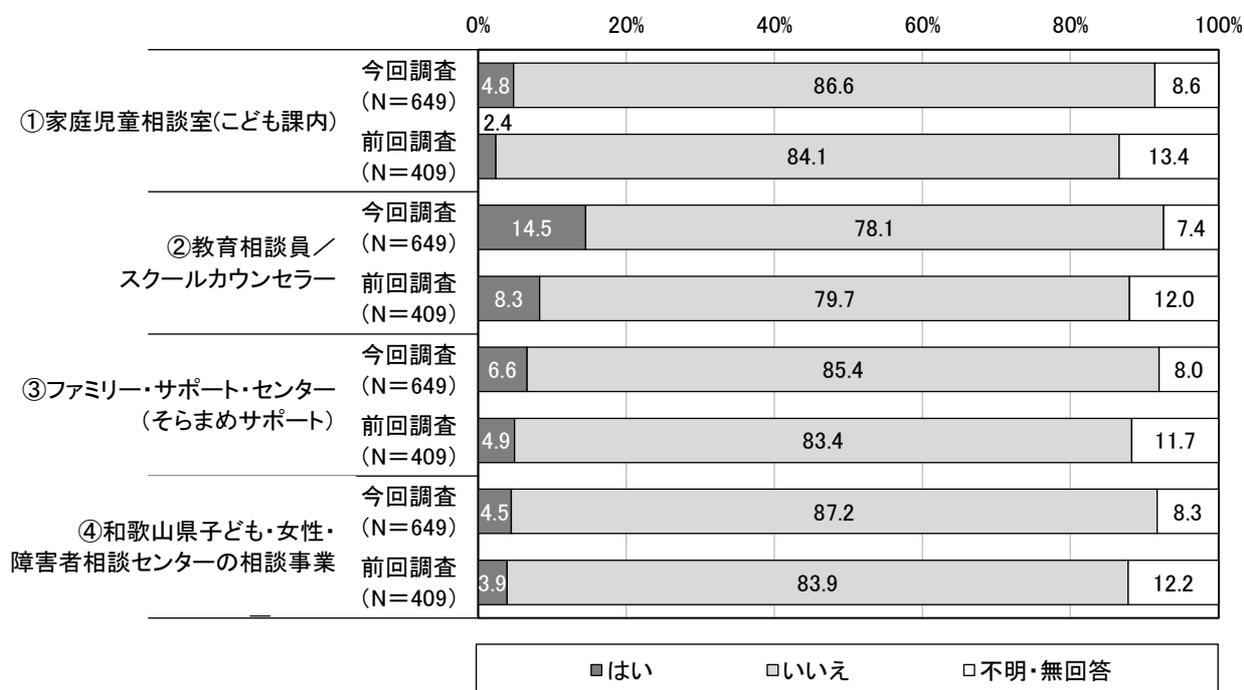
【就学前児童保護者】



■ 利用度（それぞれ単数回答）

すべての項目で利用度が前回調査より増加しています。

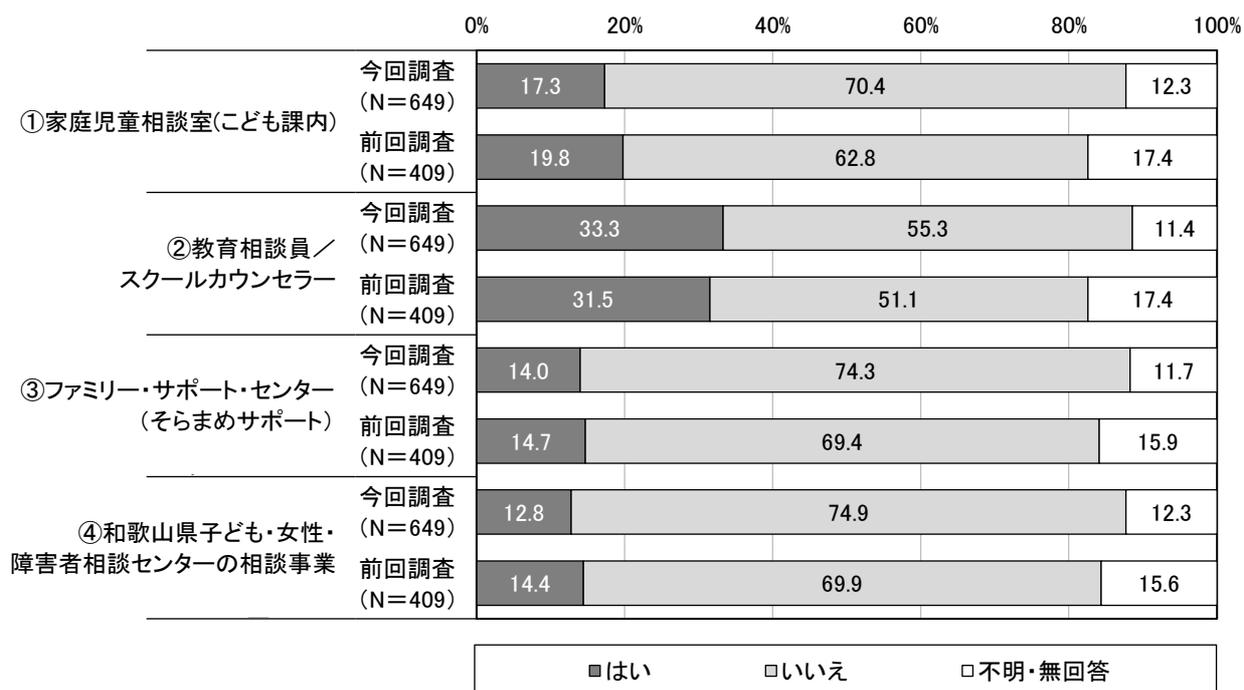
【小学生保護者】



■ 利用意向（それぞれ単数回答）

「②教育相談員／スクールカウンセラー」の利用意向が前回調査より増加しています。

【小学生保護者】



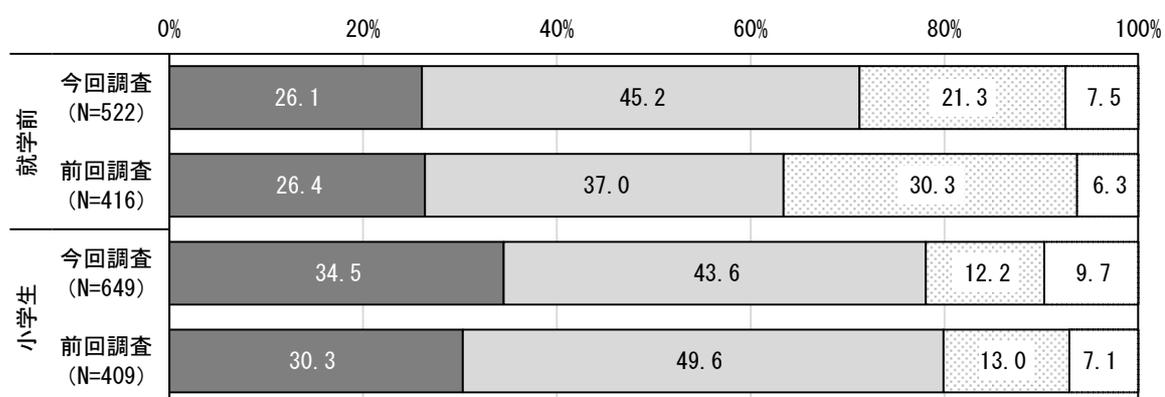
(3) 母親の仕事の状況について

■ 母親の現在の就労状況と1年以内の希望（それぞれ単数回答）

現状では、就学前児童保護者で「パートタイム」の割合が前回調査より 8.2 ポイント増加しています。小学生保護者では「フルタイム」の割合が前回調査より 4.2 ポイント増加しています。

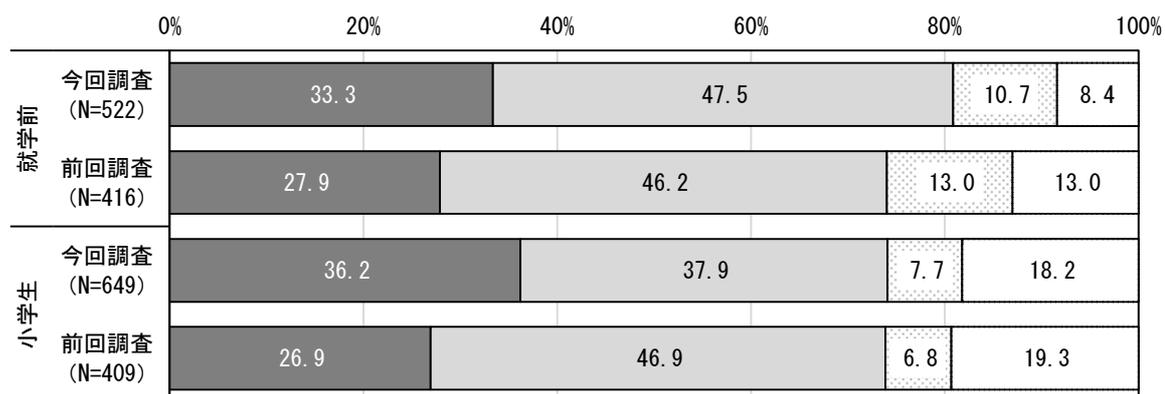
希望では、就学前児童保護者で「フルタイム」の割合が前回調査より 5.4 ポイント増加しています。小学生保護者でも「フルタイム」の割合が前回調査より 9.3 ポイント増加しています。

【現状】



■フルタイムで働いている □パートタイムなどで働いている □専業主婦 □不明・無回答

【希望】



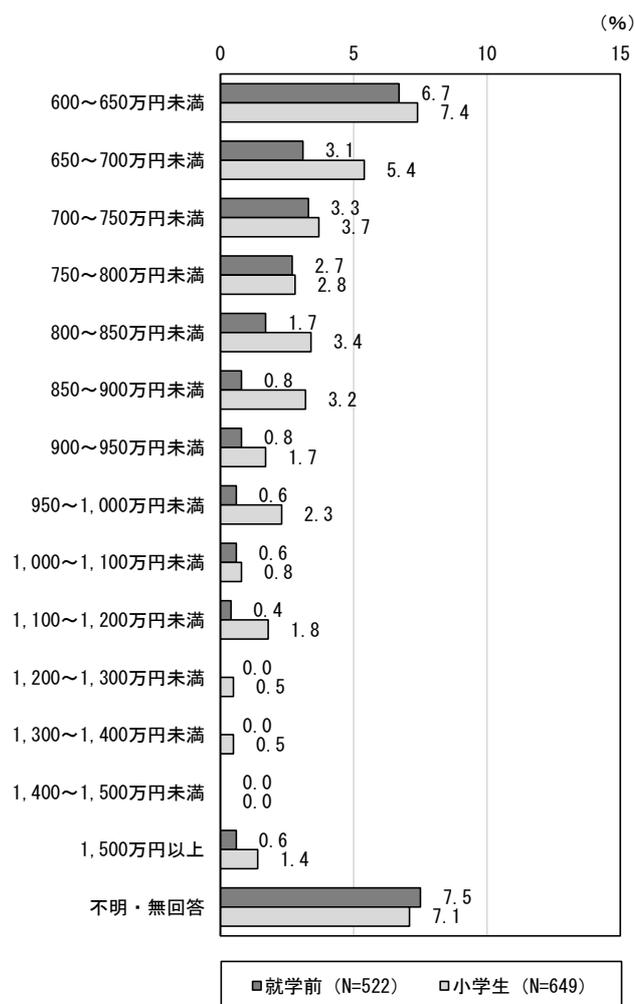
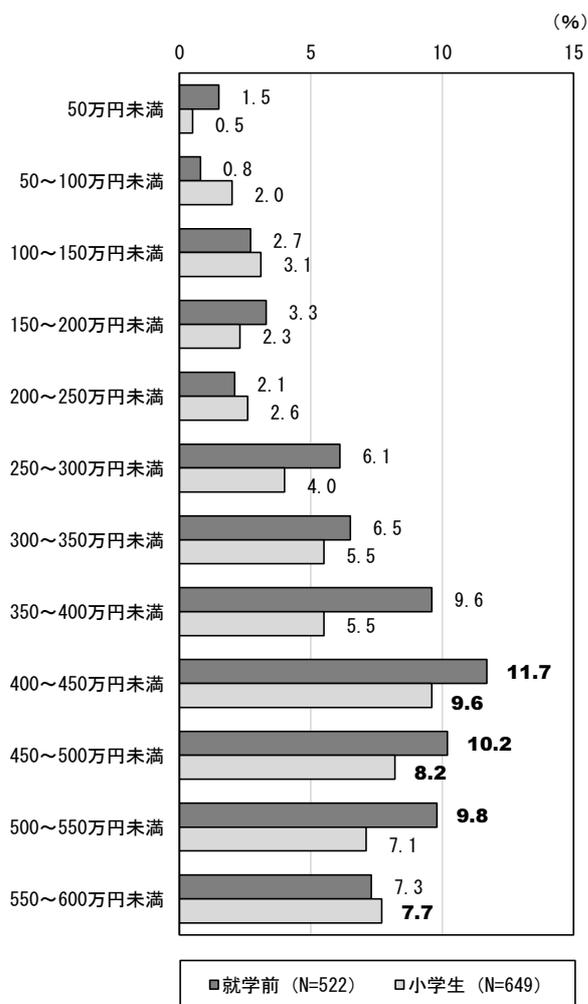
■フルタイムで働きたい □パートタイムなどで働きたい □専業主婦 □不明・無回答

(4) 世帯の貧困状況について

令和4年の世帯収入の合計額（手取り収入）（単数回答）

就学前では、「400～450万円未満」が11.7%と最も多く、次いで「450～500万円未満」が10.2%、「500～550万円未満」が9.8%となっています。

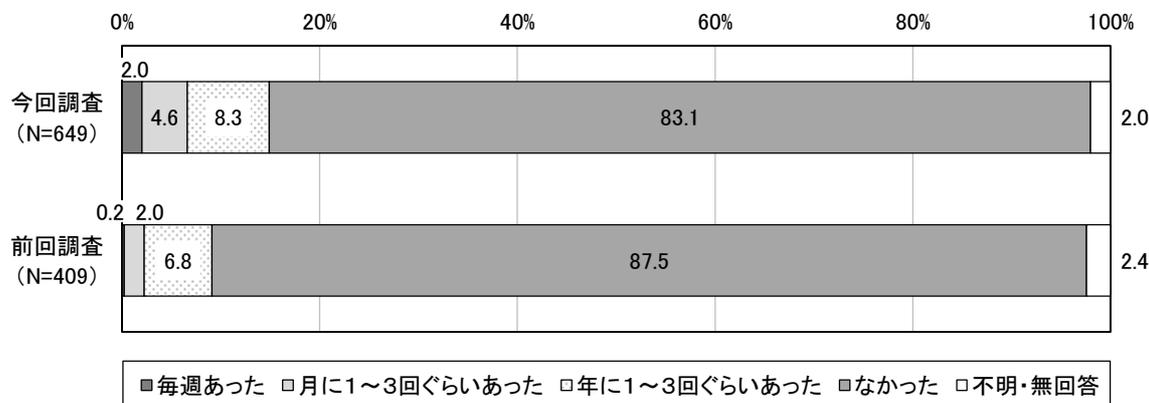
小学生では、「400～450万円未満」が9.6%と最も多く、次いで「450～500万円未満」が8.2%、「550～600万円未満」が7.7%となっています。



過去1年間で資金不足により必要な食料や衣服が買えなかった経験（単数回答）

「なかった」が83.1%と最も多くなっていますが、前回計画より4.4ポイント減少しています。「あった（毎週あった、月に1～3回ぐらいあった、年に1～3回ぐらいあったの合計）」は14.9%となっており、前回調査より5.9ポイント増加しています。

【小学生保護者】



子育て世帯の相対的貧困率（今回の調査をもとに算出）

就学前では、貧困線を下回る子ども（世帯）の数は47人で、相対的貧困率は9.9%となっています。

小学生では、貧困線を下回る子ども（世帯）の数は59人で、相対的貧困率は9.8%となっています。

【相対的貧困率の状況】

		今回の調査の数値 ^{※2}		全国 ^{※3}	和歌山県 ^{※4}
		就学前	小学生		
算出手順 ↓	① 世帯員数の差を調整した「可処分所得」を回答者ごとに算出				
	② 「可処分所得」の中央値を算出	235万円	245万円	254万円	245万円
	③ 中央値の50%の額（貧困線）を算出	117万円	123万円	127万円	123万円
	④ 貧困線を下回る子ども（世帯）の数をカウント	47人	59人		
	⑤ 回答者数に占める貧困線を下回る子どもの率（相対的貧困率）を算出	9.9%	9.8%	11.5%	10.7%
	(参考) 前回計画掲載の相対的貧困率	6.6%	7.5%	13.9%	11.6%

※1 相対的貧困率：一定の集団の中で、可処分所得（所得から税金や社会保険料などを差し引いた額）の中央値（平均値ではない）未満で生活している人の割合です。

※2 今回の調査の数値：今回の調査（就学前児童と小学生がいる世帯のみが対象）をもとに算出した数値で、必ずしも本市の状況を正確に表したものではありません。

※3 全国：国民生活基礎調査（令和3年）の結果。

※4 和歌山県：和歌山県子供の生活実態調査（令和5年）の結果。

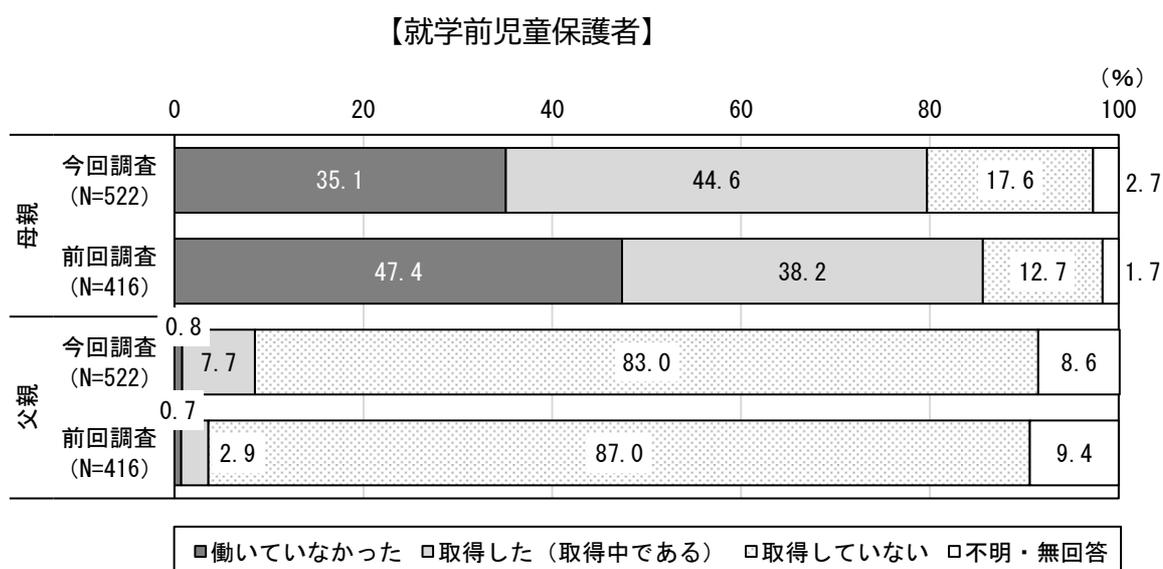
※今回の調査、国民生活基礎調査、和歌山県子供の生活実態調査、いずれも調査対象者や調査方法が異なるため、それぞれを単純に比較することはできません。

(5) 職場の両立支援制度について

■ 子どもが生まれた時の育児休業取得の有無（それぞれ単数回答）

母親では、「取得した（取得中である）」が 44.6%と最も多く、次いで「働いていなかった」が 35.1%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が 6.4 ポイント増加し、「働いていなかった」が 12.3 ポイント減少しています。

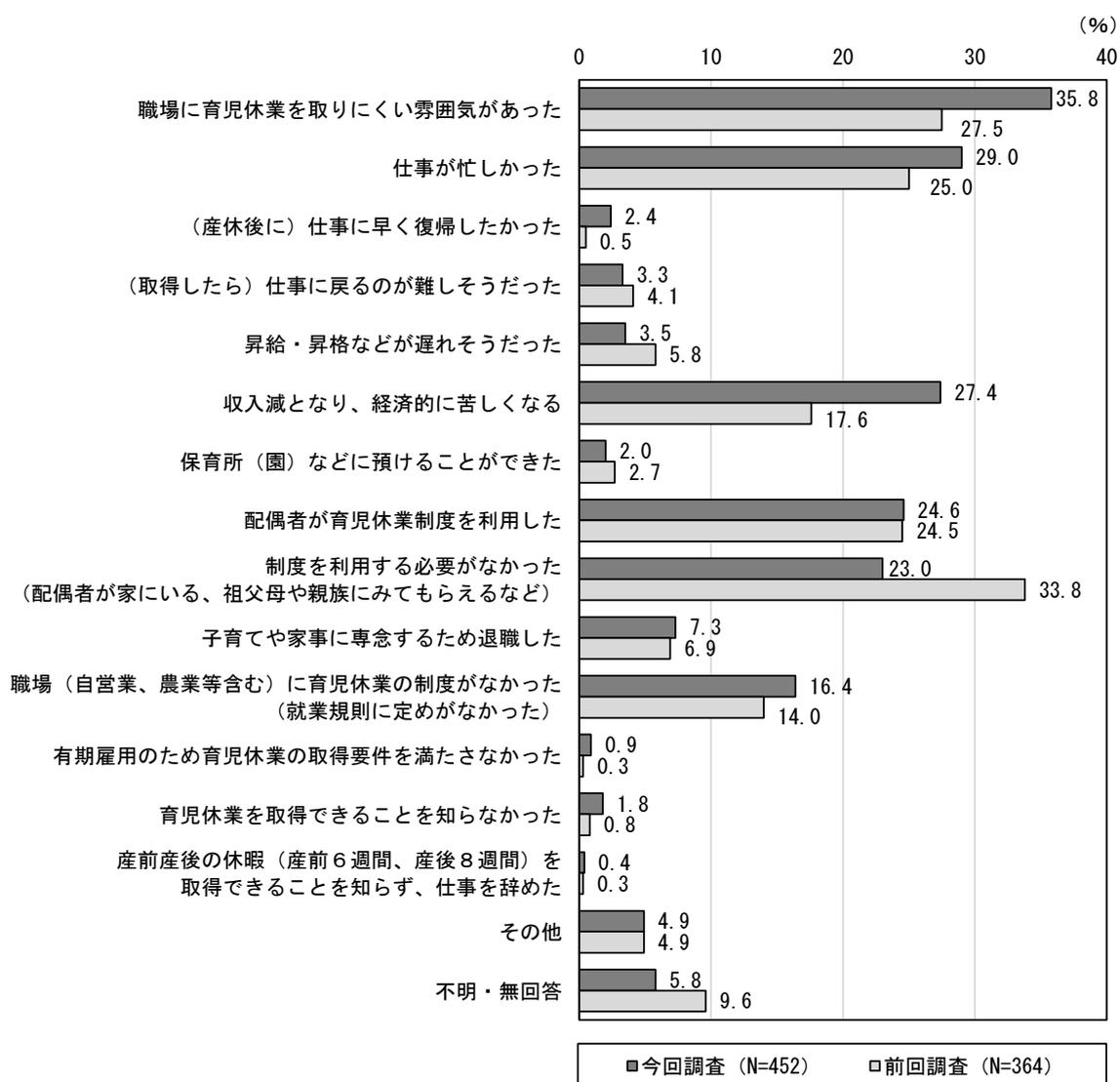
父親では、「取得していない」が 83.0%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が 7.7%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が 4.8 ポイント増加し、「取得していない」が 4.0 ポイント減少しています。



育児休業を取得しなかった理由（就学前児童保護者対象）（複数回答）

育児休業を「取得しなかった」と答えた人の理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が35.8%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が29.0%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が27.4%となっています。前回調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が8.3ポイント増加しています。また、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が9.8ポイント増加しています。一方で、「制度を利用する必要がなかった」は10.8ポイント減少しています。

【就学前児童保護者】



10 前回計画期間の進捗状況

前回計画においては、令和2年度から5年間の事業見込量を算出し、提供量の確保に努めてきました。前回計画策定の見込量と実績値、確保量は以下の通りです。

(数値の太字部分は、実績値が見込値を上回っているもの)

教育・保育事業 1号 (3～5歳・教育のみ)

(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値(A)	160	152	146	142	137
入所実績(B)	153	144	148	157	152
確保量(C)	220	220	214	246	250
確保量と見込値の差 (C) - (A)	60	68	68	104	113
確保量と実績の差 (C) - (B)	67	76	66	89	98

資料／保育課 (各年度4月1日現在)

毎年度、確保量が実績値を上回っています。

教育・保育事業 2号 (3～5歳・保育の必要あり)

(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値(A)	1,100	1,048	1,018	992	961
入所実績(B)	1,054	1,020	988	973	928
確保量(C)	1,460	1,460	1,220	1,220	1,221
確保量と見込値の差 (C) - (A)	360	412	202	228	260
確保量と実績の差 (C) - (B)	406	440	232	247	293

資料／保育課 (各年度4月1日現在)

毎年度、確保量が実績値を上回っています。

教育・保育事業 3号 (0～2歳・保育の必要あり)

(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値 (A)	532	514	500	487	473
入所実績 (B)	459	442	424	411	422
確保量 (C)	534	542	542	530	530
確保量と見込値の差 (C) - (A)	2	28	42	43	57
確保量と実績の差 (C) - (B)	75	100	118	119	108

資料／保育課 (各年度4月1日現在)

毎年度、確保量が実績値を上回っています。

時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保育時間の延長に対する需要に対し、保育を行う事業です。

(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値	615	590	573	558	542
実績値	227	578	556	573	—

資料／保育課

実績値は増減を繰り返して推移しています。働き方の多様化が進んでいるため、今後ニーズがさらに高まることも考えられます。

放課後児童健全育成事業

保護者が就労等のため、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
低学年	見込値	460	470	470	470	470
	実績値	475	481	432	411	—
高学年	見込値	105	120	120	120	120
	実績値	83	107	75	85	—

資料／保育課 (月平均の利用者数)

低学年では令和2年度、令和3年度において、実績値が見込値を上回っています。令和4年度以降、実績値は減少傾向にあります。高学年では毎年度、実績値が見込値を下回っており、増減を繰り返し推移しています。

子育て短期支援事業

一時的に児童の養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間（7日間程度）預かり、保護者に代わって一時的に児童の養育を行う事業です。令和6年度より保護者が病気や仕事等の社会的理由だけでなく、育児疲れ等の身体的・精神的理由による利用が可能です。

(人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値	28	28	28	28	28
実績値	36	22	70	30	—

資料/こども課

実績値には変動があります。利用者の数が少ない場合でも、利用日数によってはニーズが急に高まることも考えられます。

地域子育て支援拠点事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、那賀子育て支援センター、桃山子育て支援センター、レイモンド子育て支援センターの3か所の地域子育て支援拠点に子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談支援、子育てサークル等への支援などを実施する事業です。

(人回)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
実績値	3,858	4,270	4,620	9,307	—

資料/こども課

新型コロナウイルス感染症の流行により減少していた実績が増加傾向となっていますが、見込値を下回って推移しています。

一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入ったなどの緊急的保育サービスとして、一時的に児童を保育所や、その他の場所（ファミリー・サポート・センター等）で保育する事業です。幼稚園において、在園児を主な対象として実施する場合があります。

(人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
幼稚園	見込値	3,877	3,760	3,647	3,538	3,432
	実績値	3,599	5,437	7,094	10,286	—
幼稚園 以外	見込値	210	210	210	210	210
	実績値	121	305	333	318	—

資料/こども課・保育課

幼稚園では令和3年度以降、実績値が見込値を上回る状況が続いています。幼稚園以外でも実績値が増加傾向で推移しており、令和3年度以降、実績値が見込値を上回る状況が続いています。ニーズ予測が難しく、十分な量の確保が重要です。

■ 病児保育事業

発熱等の急な病気や、病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に指定施設等において保育を行う事業です。

(人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値	10	10	10	10	10
実績値	570	704	597	890	—

資料／保育課

実績値は見込値を大幅に上回って推移しています。ニーズに対応できる量の確保が重要です。

■ ファミリー・サポート・センター事業

保育等の援助を受けたい人（依頼会員）と、手助けができる人（援助会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて援助会員を紹介し、保育所への送迎、一時的な預かり等、育児について助け合いを行う事業です。

(人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値	560	556	552	548	544
実績値	608	627	650	491	—

資料／こども課

実績値は増加傾向にありましたが、令和5年度に減少に転じています。令和4年度までは見込値を上回って推移しています。

■ 妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査や指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値	331	321	311	301	291
実績値	326	323	314	297	—

資料／こども課

実績値は減少傾向にあります。検査結果により支援を要する妊産婦数は変動するものと考えられます。

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握して、必要時は適切なサービス提供につなげ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値	300	290	281	272	263
実績値	284	319	290	306	—

資料/こども課

実績値は増減を繰り返して推移しています。妊産婦検診の結果から支援を要する妊産婦数は変動するものと考えられます。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行う事業です。

(人回)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値	57	59	61	63	65
実績値	56	115	102	63	—

資料/こども課

実績値は増減を繰り返して推移しています。対象年齢の人口は減少傾向ですが、核家族化が進行することを背景として、今後ニーズが増加することも考えられます。

利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育、保健、その他の子育て支援を円滑に利用できるような必要な支援を行う事業です。子育て世代包括支援センター「はぐくみサポート紀の川」において実施します。

(か所)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込値	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	1

資料/こども課

平成30年7月から事業を開始しており、1か所の確保を継続して実施します。

11 課題のまとめ

本市の子どもと子育て家庭を取り巻く環境や、ニーズ調査の結果、関係団体へのアンケート結果、前回計画の評価・検証などを踏まえ、前回計画期間中の成果と本計画策定における課題を、前回計画の基本目標に即して明らかにします。

(1) 子どもと保護者の健康を支える保健・医療体制づくりに関して

前回計画の主な取組と課題

- 母子健康手帳の交付、支援プランの作成を全妊婦に実施しています。
- 市内3か所の子育て支援センターにおいて月2回子育て教室を開催していますが、コロナ禍で落ち込んだ参加者数を回復させることが課題です。
- 必要とする時期に相談ができる体制の整備や対象者の参加率を向上させる取組が必要です。

アンケート調査結果

- 怪我をした際にすぐに受け入れてもらえる病院や、体調が不安な子どもを預けられる病児保育をしているところが近くにないという声が挙がっています。
- 小学生保護者の教育相談員／スクールカウンセラーの利用意向と実際の利用度には差があります。また、就学前児童保護者の子育て支援センターの認知度は前回より増加している一方で、利用度や利用意向は減少しています。

今後の方向性

- 怪我や病気など、必要なときに十分な支援が受けられるよう、地域の資源を活用した体制整備を強化する必要があります。また、支援を必要とする保護者の増加を踏まえ、相談できる機会を提供するなど、相談支援を充実させることが重要です。
- 親子と地域のつながりづくりのためにも、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた活動を復調し、実施回数や参加者数等を回復させていくことが重要です。

(2) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備に関して

前回計画の主な取組と課題

- いじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期対応等に向けた生徒指導の充実を図り、いじめ・不登校の兆候がみられた際には、組織的な対応を行っています。
- 学校運営協議会が設置されたものの、会議の内容や取組に差がみられるため、地域とのさらなる連携を目指して運営協議会の活性化が必要です。

アンケート調査結果

- 行政に求めるサポートとして、「子どもの学力の向上」が小学生保護者で約4割となっており、「いじめや児童虐待の防止」の割合は就学前児童・小学生保護者ともに4割を超えています。
- 学童保育の中で料理や工作、外出など、食育や様々な体験をさせたいという声が挙がっています。

今後の方向性

- 児童生徒や保護者の考え方が多様化していることを踏まえ、コミュニティ・スクールを通じた住民参画の学校運営を図り、地域と学校との連携を促進していくことが重要です。
- 子どもの学力向上のため、新学習指導要領に沿った教育活動やその内容を充実させるため、教育の指導力向上を図っていくことが重要です。

(3) 家庭における子育て支援の充実に関して

前回計画の主な取組と課題

- 広報紙で「労働に関する問い合わせ窓口」の情報を掲載するとともに、工業団地誘致企業に対して定期的な育児休業制度の啓発を行っています。
- ショートステイは社会的な事由だけでなく、育児疲れ等の身体的・精神的な事由でも利用できるようになっていきます。
- 次世代育成支援対策推進法に基づいた、一般事業主行動計画を積極的に策定する企業が少ないことから、さらなる啓発が必要です。

アンケート調査結果

- 日常的または緊急時に子どもをみてもらえる親族や知人はいないと回答する人の割合が、就学前児童・小学生保護者ともに約6%となっています。
- 保護者の就労状況や希望が変化してきており、前回より「フルタイム」での就労を希望する人が増加しています。
- 育児休業を取得しなかった理由として、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の回答割合が最も多くなっています。



今後の方向性

- 働き方に対する考えが多様化していることを踏まえ、育児休業取得やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業等への働きかけを強化する必要があります。
- 育児や教育に対する不安を抱える保護者がいる中で、日常的に頼れる人がいないという家庭もあるため、情報提供などにより不安や負担を軽減し孤立化を防ぐことが重要です。

(4) 子育て家庭にやさしい生活環境の整備に関して

前回計画の主な取組と課題

- 地域の要望に応じて、飛び出し防止看板や道路横断旗を設置しました。
- 公園施設については定期的な点検を行い、必要に応じて修繕しています。また、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入や防犯カメラの設置を推進しています。
- 老朽化が進んでいる施設の現状を把握し、危険箇所の早期発見に努める必要があります。

アンケート調査結果

- 子どもが遊べるような大きな公園・施設や居場所の整備などを希望する声が多くなっています。
- 行政に求めるサポートとして「子どもの交通安全や防犯対策」の割合が就学前児童・小学生保護者ともに5割を超えています。
- 保育士や職員の確保や育成が難しいという声や労働環境の改善、専門分野における保育の質の向上を求める声が多くなっています。



今後の方向性

- 遊具の改修や防犯設備の設置など、子どもが安心して外出し、遊べる公園等の管理・整備を引き続き実施していくことが重要です。
- 保育の質を向上させるためにも、保育士や施設職員の人員確保や育成、労働環境の改善につながる取組を強化していく必要があります。

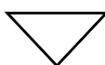
(5) 地域における子育て支援の充実に関して

前回計画の主な取組と課題

- 夏休みを利用した子ども向け講座を公民館で実施しており、講師役を地域で活躍する文化協会加盟団体に依頼することで世代間交流の活性化を図っています。
- 母子保健推進員の活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していましたが、活動内容を見直し、活動を再開しています。
- 放課後に一人で過ごさなければならない子どもに対する学習支援や大人との交流活動ができる環境づくりが必要です。

アンケート調査結果

- 学童保育の利用時間の延長や土日・長期休み中の利用希望の声が挙がっていますが、人材や場所の確保の面から対応が難しくなっています。
- 子どもへの対応で判断が難しい場合や、職員間トラブルを相談できる窓口が求められています。
- 就学前児童保護者では、はぐくみサポート紀の川の利用意向が前回調査より7.5ポイント増加しています。



今後の方向性

- 学童保育の時間延長や長期休み中の利用などについてのニーズが高まっている一方で、指導員不足を指摘する声が多く挙がっていることから、地域で子どもを育てる活動に参加する人材を確保することが重要です。
- 地域でより充実した子育て環境を整備していくため、子育て世帯を支援する事業所等への支援にも注力する必要があります。

(6) 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実に関して

前回計画の主な取組と課題

- 生活困窮者の自立に向け、世帯が抱える問題について相談支援員が相談者と一緒に目標や支援内容を考え、専門機関とも連携しながら課題解決に向けた支援を行っています。
- 増加傾向にある相談に対応すべき専門的な人員の体制強化が必要です。
- 支援を希望する本人・保護者の要望は年々高まる中、ニーズをどう捉え支援体制を整えていくのが課題です。

アンケート調査結果

- 行政に希望するサポートとして、就学前・小学生保護者ともに「経済的な支援」が最も多く、医療費や給食費無償化の継続が求められています。
- 小学生保護者では、過去1年間に必要な食料や衣服が買えなかったことがある方の割合が14.9%となっており、前回調査より5.9ポイント増加しています。
- 保護者から、子どもの発達について相談されることが増えているという声も挙がっています。



今後の方向性

- 生活に困窮する世帯やひとり親世帯が増加していることを踏まえ、経済的な課題を抱えた家庭に対する支援を充実させていくことが重要です。
- 子どもの発達についての相談者が増加しているため、支援を必要とする子どもや家庭に向けた支援体制の充実を引き続き実施することが重要です。

1 基本理念

みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援

前回計画では、紀の川市次世代育成支援行動計画より継承されている「①次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもたちが健やかに育つことが市民すべての願いであること」「②子育ての主体は家庭であることを前提としながらも、地域全体で子どもや子育てをあたたく見守り支えることが大切であること」という2つの基本的な認識をもとに「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を基本理念に掲げて子育て支援に関する様々な施策に取り組んできました。

本計画においても、前回計画の成果や本市の課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、前回掲げた基本理念を継承します。本理念のもと、本市の現状や社会動向等を踏まえ、前回計画の施策を見直すとともに、新たに取り組むべき施策を策定して理念の具体化と実現を目指します。

2 基本的な視点

計画推進にあたっての基本的な視点について、前回計画の視点を継承するとともに、「子ども・子育て支援法」の理念等を踏まえながら子どもや子育て家庭に係る各施策に取り組みます。

(1) 子どもの権利を最大限尊重します

すべての子どもが健やかに成長し自分らしい幸せを実現できるように、自立した個人として尊重され、それぞれの個性と能力が活かされるようすべての住民が「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に定められた子どもの最善の利益を尊重する地域社会の形成を目指します。

また、様々な機会を通じて子どもが意見を表明でき、その意見が尊重されるような環境や取組を進めます。

(2) すべての子育て家庭が安心できる子育て支援策を推進します

基本理念を具現化するためには、すべての保護者が家族や子育て仲間、地域住民に支えられ、子育てに対する不安や負担、孤独感を和らげるとともに、子どもを産み育てることに喜びや楽しさを実感できることが重要です。

すべての家庭において、心にゆとりを持って、安心して出産・子育てができ、子育て・子育てに伴う喜びを実感できるよう、保護者に対する子育て支援策の充実を図ります。

また、子育てに関する保護者の不安や悩み、知識不足などを解消するため、正しい情報の提供や必要なサービスの周知などに努め、保護者が親として成長できる環境の整備を図ります。

(3) 地域で子育てをあたたく見守ります

保護者が不安や悩み、責任や孤独感を抱え込みながら子育てをすることがないように、地域・企業・行政等が連携して子どもの育ちを支えていくことが重要です。

地域での主体的な助け合い・支え合い、企業や行政の支援により子育ての楽しさや大変さを分かち合うことができ、「子育て」「親育ち」「子育て」を地域が支えるという視点のもと、すべての市民が安心して出産・子育てができる社会の実現を図ります。

3 基本目標

基本理念である「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」の実現を目指し、前回計画の現状と課題を踏まえ、前回計画に引き続き、下記の6つの項目を基本目標として設定します。

(1) 子どもと保護者の健康を支える保健・医療体制づくり

すべての子どもが健やかに成長でき、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができる小児医療体制の充実など、妊娠期から切れ目ない支援を推進します。

(2) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもたちが成長とともに豊かな心と身体を育んでいくために、保健・教育等の様々な分野が連携し、発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行うことにより、総合的な「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進します。

(3) 家庭における子育て支援の充実

子育て世帯の働き方に対する考えが多様化しているため、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

さらに、すべての家庭において、子どもや保護者の孤立化を防ぐとともに、経済的な支援を充実し、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

(4) 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

施設の老朽化や道路交通環境の変化、人材不足によって、子どもが身近で安全に自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。子どもの居場所の整備や見守り活動の強化を通して、子どもが安心して外出し、生活できる環境づくりを推進します。

(5) 地域における子育て支援の充実

保護者が子育ての不安や悩みを抱え込まないように、地域・企業・行政等が連携して子育て世帯を地域ぐるみで応援する意識を高め、世代を超えたふれあいや地域における体験学習・活動を推進します。また、地域において子育てを支援する主体的な取組ができるよう、子育て支援活動のネットワーク強化や子育て世帯を支援する事業所等を支援する体制整備を推進します。

(6) 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

障がいのある児童や安心できる居場所のない児童、生活困窮世帯やひとり親家庭など、支援を必要としている子どもや家庭を支援するため、相談体制の充実や支援体制の強化により、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。

4 施策の体系

基本目標1	子どもと保護者の健康を支える保健・医療体制づくり
施策(1) 母子保健・医療体制の充実	①安全・安心な妊娠と出産への支援 ②母子の健康保持・増進 ③小児医療の充実
施策(2) 子どもの健康な心とからだづくりの推進	①食育の推進 ②子どもの体力づくりの充実 ③思春期保健対策の推進
基本目標2	子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境の整備
施策(1) 子どもの生きる力を養う教育の充実	①確かな学力の向上 ②豊かな心を養う教育の充実
施策(2) 信頼される学校づくりの推進	①いじめ・不登校等への対応 ②開かれた学校づくりの推進
基本目標3	家庭における子育て支援の充実
施策(1) 仕事と家庭の調和の実現に向けた支援の充実	①男女共同参画による子育ての推進 ②仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備 ③多様なニーズに対応できる保育サービス等の充実
施策(2)	子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくりの推進
施策(3)	子育て家庭への経済的支援
基本目標4	子育て家庭にやさしい生活環境の整備
施策(1) 安全・安心で魅力ある生活環境の整備	①魅力ある遊び場づくりの推進 ②居住環境の整備
施策(2) 子どもの安全対策と有害環境への対応	①子どもの交通安全を確保するための施策の推進 ②子どもを犯罪等から守るための活動の推進 ③有害環境対策の推進
基本目標5	地域における子育て支援の充実
施策(1) 子育て支援ネットワークづくり	①子育て支援ネットワークの形成 ②子育て支援活動を行う人材・団体の育成支援
施策(2) 地域における児童健全育成の取組の推進	①地域における居場所づくり ②地域資源を活用した取組の推進
基本目標6	支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実
施策(1)	児童虐待防止対策の充実
施策(2)	ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援の充実
施策(3)	発達遅れや障がいのある子どもへの支援の充実

第4章

子ども・子育て支援事業

基本目標 1 子どもと保護者の健康を支える 保健・医療体制づくり

(1) 母子保健・医療体制の充実

女性の妊娠・出産期から、産後の母子への健康サポートや精神的なケア、またその後の子育てまで一貫して身近で相談に応じ、切れ目のない支援によって母子ともに、安心して健やかに過ごせる体制の整備に努めます。

また、産後の長期にわたる支援が必要な人には、専門的な知識を有する者が継続的に訪問するなど、支援体制の強化に努めます。

① 安全・安心な妊娠と出産への支援		
1	母子健康手帳の交付、支援プランの作成	
	○妊産婦及び乳幼児の健康管理を進めるため、妊娠届出時に面談を実施し、支援プランの作成をするとともに、母子健康手帳を交付します。	こども課
2	★妊産婦健康診査等	
	○妊産婦の健康管理のため、妊婦健康診査、妊婦歯科健診、産婦健康診査、新生児聴覚検査の受診票を交付して母子の健康増進を図ります。また、多胎妊婦に対しては、通常の健診回数超過分の補助を実施します。	こども課
3	プレパパママ教室（妊婦教室）	
	○妊娠・出産・育児に関する知識の普及を行うとともに、育児等に関する不安などを解消できるような取組を実施します。	こども課
4	産後ケア事業	
	○産後の育児等に不安があったり、家族のサポートを得られにくい状況である場合に、医療機関等で育児に関する支援や相談を受けることにより、育児不安等の緩和を図ります。	こども課
5	新生児・乳幼児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	
	○生後2か月頃に全数家庭訪問を行い、子どもの発達を確認するとともに子育て不安の解消を図り、保護者が子育てに意欲的に取り組めるようにします。 ○子育て環境を把握するとともに、知識の普及と母子の健康増進を図ります。	こども課
6	産前産後サポート事業による継続訪問支援	
	○新生児・乳幼児訪問に加え、支援を要する母子には継続的に助産師等の訪問を実施し、母子の健康増進を図ります。	こども課
7	はぐくみサロン	
	○生後4か月頃までの子どもと保護者を対象に、ふれあい遊びや保護者同士の交流機会をつくり、ゆったりした時間と空間を提供することで、育児等に関する悩みや不安などの解消を図ります。	こども課

※重点事業に位置づけている事業には「★」をつけています。

8	助産の実施	
	○所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときに、その妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	こども課
9	不妊治療費助成事業の推進	
	○不妊治療費の負担軽減を図るため、助成制度を実施します。	こども課
10	★妊婦等包括相談支援事業 【新規】	
	○妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。	こども課
② 母子の健康保持・増進		
11	乳幼児健康診査	
	○定期的に発達・発育状況の確認や医師による診察等を行い、疾病等の早期発見・早期治療につなげ、健やかな成長を促すための支援を行います。	こども課
12	乳幼児精密健康診査	
	○乳幼児健診の結果、身体発育・精神発育において一層精密な健診と適切な治療・療育指導が必要な場合、専門の医療機関で精密検査を受けることができますようにします。	こども課
13	ブラッシング指導	
	○乳幼児期からのう歯予防の重要性について、保護者へ知識の普及を図ります。また、1歳児健康相談及び2歳6か月健康相談時に歯科衛生士による、年齢に応じたブラッシング方法の実施指導を行います。	こども課
14	乳幼児健康相談	
	○発達過程における問題を早期に発見し、健やかな子育てへの支援を行います。	こども課
15	絵本の読み聞かせ	
	○こころ豊かな子どもたちを地域全体で育むために、関係者がまず絵本について学び、地域において絵本の読み聞かせを推進します。	こども課
16	★発達相談	
	○乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。	こども課
17	親子教室	
	○乳幼児健診、健康相談において経過観察が必要と認められた幼児と保護者を対象に、保育士による親子教室を実施します。	こども課
18	電話相談	
	○保健師が電話により、育児に関することや子どもの発達・発育に関する事など、子育ての悩みや不安に対応します。	こども課

19	子育て教室	
	○少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化の中で、母親がひとりで育児を抱え込み、悩むことのないよう、保護者に対して育児についての知識の普及を図り、遊びを通して親子が交流し、仲間をつくり、楽しく子育てしていけるよう支援するため、子育て教室を実施します。	こども課
③ 小児医療の充実		
20	子ども医療費助成	
	○18歳までの子どもにかかる医療費の保険適用の自己負担分、及び19歳から24歳までの大学生等の入院にかかる医療費の保険適用の自己負担分を助成することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。	国保年金課
21	小児救急医療ネットワーク（すこやかキッズ）	
	○子どもたちの健やかな成長を支えるため、深夜帯を含めた夜間、休日の小児一般救急診療を行います。	健康推進課

(2) 子どもの健康な心とからだづくりの推進

子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、食育の一層の推進や子どもの体力増進、悩みごとのケアなどに努めます。

同時に保護者や地域住民に対しても、食や健康に関する正しい知識の普及に努めます。

① 食育の推進		
22	離乳食教室	
	○乳幼児期に必要な栄養について理解を深め、正しい食生活習慣を身につけることができるよう、離乳食について指導を実施します。	こども課
23	親子食育料理教室	
	○食事の時間はバランスのよい食べ方や食事のマナーなど、好ましい食習慣（食育）を身につけるよい機会と考え、地域の食生活改善推進員とともに、「食べ物の正しい知識習得や料理を作る楽しさ」が体験できる料理教室を開催します。	健康推進課
24	食に関する学習機会・情報提供	
	○妊娠期～老年期まで生涯を通じた「食」に関する健康づくりの学習機会と情報提供を行います。	健康推進課
25	幼児の食育講座	
	○子育て支援センターにおいて、0～2歳頃の子どもを持つ保護者に対して、食事等の悩み相談を実施します。	こども課
26	保育所における食育の推進	
	○食育だよりや給食の展示、三色の食品群に分けた献立表の配布など「食」に関する情報提供を行うことで、保護者の「食」に関する意識を高めます。 ○毎月（4月は除く）、バイキング給食を実施することで、園児自身の意思で健康や栄養・食品のバランスを考えて自ら食事を選ぶことのできる力を養います。	保育課
27	学校等における食育の推進	
	○「紀の川市食育推進計画」の趣旨に則り、地元の豊富な農作物と生産者の見える安全・安心な環境を活かし、児童生徒に対して「食」について考える機会や、様々な知識と自ら選択する能力を身につけるための学習指導に取り組みます。 ○地元食材を使った学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、学校農園活動等の体験学習や教科とも関連させ、食に関する知識、食べ物の大切さ、自然のすばらしさ、命の大切さを学習します。 ○保護者（家庭）や地域に対して、「食」に対する意識を高めるよう情報発信に努めます。	教育総務課

② 子どもの体力づくりの充実		
28	学校体育活動の充実	
	○体育授業や陸上・水泳・マラソン大会などの各種体育行事、運動部の活動等により、児童生徒の体力の増強や健康の維持向上を図ります。	教育総務課
29	スポーツイベントの実施	
	○各年度のイベントの参加状況や住民の参加意向を把握し、市民のニーズに沿ったスポーツイベントを実施します。	生涯 スポーツ課
30	スポーツ少年団の活動支援	
	○市内のスポーツ少年団の活動内容や場所の確保、団員の確保など、活動の支援を図ります。	生涯 スポーツ課
③ 思春期保健対策の推進		
31	教育相談事業（スクールカウンセラー等相談員の配置）	
	○心の不安定からくる不登校、問題行動等を起こす児童生徒に対して相談や指導をするとともに、保護者に対し助言・支援することにより、その解決を図ります。	教育総務課

基本目標 2 子どもの心身の健やかな成長を支える 教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力を養う教育の充実

平成 30 年の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定によって保育所も幼児教育の一翼を担う施設であるということが明示されたことを踏まえ、本市においても、乳幼児期も含めて新しい時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むとともに、子どもたちの人権が尊重・保障される地域社会づくりに努めます。

① 確かな学力の向上		
32	★英語教育・外国語活動推進のための外国人講師派遣事業	
	○新学習指導要領の趣旨を踏まえ、小中学校における英語教育を充実させるため、各学校へ外国人講師を派遣します。 ○幼児期からの英語に親しむ機会づくりとして、公立保育所へ外国人講師を派遣します。	教育総務課 保育課
33	学校教育内容の整備	
	○新学習指導要領の趣旨を踏まえ、個性を活かす教育、生きる力の育成に努めるとともに、指導体制の充実と基礎学力の定着を図ります。 ○思いやりや年配者を敬う心を育成し、豊かな人間性を育むため、人権教育や福祉教育の充実を図ります。また、幅広い視野を持った次世代の人材育成を図るため、環境教育、情報教育（プログラミング教育）、外国語教育について積極的に対応していくなど、学校教育内容の充実を図ります。	教育総務課
② 豊かな心を養う教育の充実		
34	幼児期からの人権教育の推進	
	○子どもの人権が尊重される環境づくりに努め、一人ひとりを大切にした教育・保育を推進します。 ○人権尊重の精神を生活に活かせるよう、幼児期から発達段階に応じた人権教育を計画的に推進します。	教育総務課 保育課
35	生涯にわたる人権教育の推進	
	○市民一人ひとりが子どもの権利をはじめとする人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に実現していくことができるよう、学習機会の充実や、学習情報の提供を行います。	生涯学習課
36	研究指定校補助金事業（研究指定補助事業・瞳きらめく学校推進事業）	
	○国・県・市・その他の教育機関等の指定を受け、研究事業を実施する学校に対し、研究内容の充実・進展を図り、研究発表や研究報告作成を充実させるための「研究指定補助事業」を実施します。 ○紀の川市教育委員会と研究校の連携・協力のもと、各種学力調査の結果や研究校の実態に基づき、その課題解決、児童生徒の学力向上、教育の質の向上を図るため、「瞳きらめく学校推進事業」（研究事業）を実施します。 ○以上、2事業の指定校に対し、補助金を支給します。	教育総務課

37	教職員研修	
	○市内小中学校に勤務する全教職員を対象に、講演会等の研修を行います。	教育総務課
38	幼児教育の推進	
	○各所(園)において、保育及び教育の目標について理解を深め、幼児の健やかな成長のための幼児教育を推進します。	保育課
39	就学前児童の通所(園)施設と小学校の連携推進	
	○保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校が合同研修会や公開授業・公開保育などを通じて、教育・保育に関する理解を互いに深めます。また、小学校との情報交換等の連携をより一層推進し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。児童と園児が交流する機会を持つことで、小学校生活に見通しを持たせ、円滑な接続を図ります。	保育課 教育総務課

(2) 信頼される学校づくりの推進

不登校やいじめなどの解消に努めるとともに、学校運営協議会の活性化を図るなど地域に開かれた学校づくりを推進し、学校に対する市民の信頼が一層高まるよう努めます。

① いじめ・不登校等への対応		
40	教育支援センター	
	○不登校の児童生徒に対して、社会的自立を支援します。	教育総務課
41	いじめ・不登校防止対策の実施	
	○いじめや不登校をなくすため、学校における広報・啓発活動の充実に努めます。	教育総務課
42	スクールソーシャルワーカー活用事業（県事業）	
	○いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒が抱える問題に対して、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ったスクールソーシャルワーカーが、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、支援を行います。	教育総務課
31 再掲	教育相談事業（スクールカウンセラー等相談員の配置）	
	○心の不安定からくる不登校、問題行動等を起こす児童生徒に対して相談や指導をするとともに、保護者に対し助言・支援することにより、その解決を図ります。	教育総務課
② 開かれた学校づくりの推進		
43	コミュニティ・スクールの整備	
	○地域とともにある学校を一層推進していくため、すべての学校に学校運営協議会を設置して、保護者や地域住民が当事者意識を持って主体的に学校運営に参画する仕組み（コミュニティ・スクール）の整備を推進します。	教育総務課
44	学校開放の推進	
	○地域住民と学校との連携を密にしていくため、授業参観や学校行事などを通じて、学校開放を推進します。 ○学校施設の地域への開放について、社会情勢や地域住民からの要望をもとに検討します。	教育総務課

基本目標 3 家庭における子育て支援の充実

(1) 仕事と家庭の調和の実現に向けた支援の充実

保護者が働きながらも子育てにしっかりと取り組めるよう、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や共働き共育ての推進に努めます。また、保育サービスの充実や待機児童が生じない適正な入所管理により、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

① 男女共同参画による子育ての推進		
45	男女共同参画推進事業	
	○「第2次紀の川市男女共同参画推進プラン」に基づき、性別に関わりなく、一人ひとりが互いの人権や個性、能力を尊重し合い、家庭、地域、職場、学校などでいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。	人権施策推進課
46	男性向け家庭生活講座の開催	
	○男性の家事や育児への参加を促進するため、男性料理教室等の家庭生活講座の開催を推進します。 ○講座参加者の自主グループ化を促進し、継続した活動につなげます。	生涯学習課
② 仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備		
47	育児休業制度の啓発	
	○事業主に対し、「労働基準法」の遵守や労働時間の短縮、育児休業制度などについて、啓発に努めます。	商工労働課
48	ワーク・ライフ・バランスの推進	
	○安心して子育てと仕事が両立できる雇用環境を整えるため、事業主に「次世代育成支援対策推進法」に基づいた、一般事業主行動計画の策定を促します。 ○一般事業主行動計画の策定が努力目標である従業員数 100 人以下の企業に対し奨励補助金を支給するとともに、「くるみん認定」を受けた企業に対して奨励金を支給します。	商工労働課
③ 多様なニーズに対応できる保育サービス等の充実		
49	通常保育事業	
	○「児童福祉法」の規定に基づき、保護者の労働または疾病その他条例に定める事由により0歳から就学前の児童が保育が必要な場合において、保護者からの申込みにより保育所で保育を行います。	保育課
50	★乳児保育事業	
	○保育所等において乳児の受入れ体制を整え、保育が必要な0歳の児童の受入れを行います。	保育課
51	延長保育事業	
	○保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所の開所時間を延長して保育を実施します。	保育課

52	ショートステイ事業	○保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合などに、児童養護施設等で一定期間児童及び保護者を預かります。	こども課
53	トワイライトステイ事業	○保護者が仕事等の事由により平日の夜間や休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合や、保護者の育児不安や過干渉等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、児童養護施設等で一時的に児童を預かります。	こども課
54	病児保育事業	○児童が保育中に体調不良となった場合に、安心かつ安全な体制を確保して保育所での緊急的な対応を行います。	保育課
55	一時預かり事業	○勤務形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等により緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育を実施します。	保育課
56	障害児保育事業	○保育が必要な障がいのある児童について、保育所での集団保育が可能である限り、保護者の希望に応じて受入れを行います。	保育課
57	保育所の広域利用	○保育が必要な児童が他市町村の保育所に入所することが必要な場合に備え、関係市町村との間で十分に連絡調整を図り、広域入所の体制整備に努めます。	保育課
58	ファミリー・サポート・センター事業	○育児の援助を受けたい人で行いたい人のネットワークをつくるとともに、地域で助け合う組織を広域で設立し、その利用者を募ります。	こども課
59	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	保育課
60	私立保育園運営補助事業	○私立保育園における運営の円滑化及び保育内容の向上を図るため、運営費補助を行います。	保育課
61	私立保育園の適正な定員管理	○私立保育園における適正な定員管理を行います。	保育課
62	★保育所施設整備	○老朽化した公立保育所の整備・改修等を行い、児童の安全性の確保、処遇の向上を図ります。	保育課

(2) 子育て相談・情報提供体制の整備と仲間づくりの推進

従来の「子育て世代包括支援センター」と「こども家庭総合支援拠点」が持つ2つの機能を継続しながら、一体的な組織として子育て家庭への支援を行うための「こども家庭センター」を開設し、両機能の連携強化を深め、より総合的な支援強化と体制の充実を図ります。

63	子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターと連携し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供など地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 ○子育て支援関係機関の情報交換を行い、ネットワークづくりも行います。 	こども課
64	SNSやゲームなどの適切な利用の仕方についての、保護者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者がSNSや通信機器などを使ったゲーム等に過度に依存し、子育てを疎かにすることがないように、広報などを通じ、それらの機器やサービス等の危険性や適切な使用について、啓発活動を行います。 	こども課
65	★こども家庭センターの設置 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上ですべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターを設置します。 ○妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、必要な支援につなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）を担います。 	こども課
66	地域子育て相談機関の整備 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所や子育て支援センター等の身近な子育て支援の場において、子育て世帯や子どもが気軽に相談することができる相談機関の整備に努めます。 	こども課 保育課
67	親子関係形成支援事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング等を実施します。 	こども課
14 再掲	乳幼児健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ○発達過程における問題を早期に発見し、健やかな子育てへの支援を行います。 	こども課
16 再掲	★発達相談	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。 	こども課
18 再掲	電話相談	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師が電話により、育児に関することや子どもの発達・発育に関することなど、子育ての悩みや不安に対応します。 	こども課
68	子育てガイドブックの作成 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てをしている方やこれから子育てをする方が、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援サービスや相談窓口などを紹介するガイドブックを作成し、妊娠届出時に配ったり、子育て関連施設に配置したりして、必要な情報を届けます。 	こども課

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、各種手当や給付事業などを実施し、安心して出産・子育てができる環境づくりに努めます。

69	児童手当（子ども手当）	
	○家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童の養育者に対し、手当を支給します。	こども課
70	幼児教育・保育の無償化	
	○3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。	保育課
71	0～2歳児保育料の軽減	
	○同時入所で2人目半額などの制度に加え、紀州っ子いっぱいサポート事業による第2子、第3子以降の児童にかかる保育所の保育料を無料化（第2子無料化については所得制限あり）することにより子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。	保育課
72	★第2子以降保育料無料化事業	
	○第2子、第3子以降の児童にかかる認可及び認可外保育施設の保育料を無料化（第2子無料化については所得制限あり）することにより、多子世帯の経済的な負担を軽減し、その世帯における就業及び子育ての両立を支援します。	保育課
20再掲	子ども医療費助成	
	○18歳までの子どもにかかる医療費の保険適用の自己負担分、及び19歳から24歳までの大学生等の入院にかかる医療費の保険適用の自己負担分を助成することにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。	国保年金課
73	赤ちゃん応援給付金 【新規】	
	○出産及び育児に伴う経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てるための支援策として、出生児の母親に給付金を支給します。	こども課
74	妊婦支援給付金 【新規】	
	○妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的ケア及び経済的支援を実施します。	こども課

基本目標4 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

(1) 安全・安心で魅力ある生活環境の整備

安全・安心な生活環境と居住環境の整備に努め、子どもたちがのびのびと遊び、成長できる地域づくりを推進します。

① 魅力ある遊び場づくりの推進		
75	公園・緑地・広場施設の整備	
	○子どもが安心して遊べる公園・緑地・広場の遊具などの定期的な点検による安全管理、整備・修繕及び清掃などの安全対策や環境美化を図ります。	農地整備課 都市計画課 生涯スポーツ課 ほか
76	ハイランドパーク粉河の緑化推進事業	
	○山桜を植栽して、春は花見を楽しめ、夏には木陰で休むことができる人気のスポットを目指します。	林務課
44 再掲	学校開放の推進	
	○地域住民と学校との連携を密にしていくため、授業参観や学校行事などを通じて、学校開放を推進します。 ○学校施設の地域への開放について、社会情勢や地域住民からの要望をもとに検討します。	教育総務課
② 居住環境の整備		
77	良好な住宅開発の推進	
	○都市計画マスタープランの改定及び用途地域見直しを進め、若者の定住や市外からの転入の促進などに向けて都市基盤施設の整備を推進するとともに、開発許可制度等により、無秩序な開発行為を防止し、良質な宅地水準の確保に努めます。	都市計画課
78	公共賃貸住宅の整備	
	○周辺への環境に配慮し、単独浄化槽から合併浄化槽への改修を進めます。 ○住宅に困窮する低所得の方々に健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し提供します。	住宅政策課
79	公共施設・道路におけるバリアフリー化の推進	
	○公共施設の統廃合も検討する中で、改築や改修時には、施設における段差の解消など、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進し、子どもや高齢者、障がいのある人をはじめとした施設の利用者、歩行者にとって安全で快適な空間づくりを進めます。	公共施設マネジメント課 道路河川課 都市計画課 障害福祉課

(2) 子どもの安全対策と有害環境への対応

交通事故や犯罪等から子どもたちを守るため、地域住民と連携しながら、危険な状況・環境の排除や、有益な情報の提供などに努めます。

また、スマートフォンなどを通じたゲームやSNSなどへの過度な依存に子どもたちが陥らないよう、それらとの正しい付き合い方について、周知に努めます。

① 子どもの交通安全を確保するための施策の推進		
80	交通安全施設の整備	
	○ガードレールや信号機、道路標識など交通安全施設の整備について、自治区からの要望を取りまとめ、関係部署や担当機関に設置を要望します。	交通政策課 建設総務課 道路河川課
81	カーブミラーの整備	
	○交通事故防止のため、自治区からの要望と道路パトロールによる危険箇所の把握に努め、カーブミラーの修繕・整備を図ります。	道路河川課
82	交通安全意識の向上	
	○交通安全意識の向上を図るため、幼児、高齢者に限らない幅広い世代に対応した交通安全教室等を実施します。	交通政策課
83	登下校時の安全確保	
	○安全施設の設置について、道路整備も併せ総合的な見地から行政全般の施策として取り組みます。	道路河川課
84	下校時の見守り支援周知	
	○児童の下校時間に合わせて、一般市民に向けて見守り支援のお願いを防災無線で放送します。	教育総務課
② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進		
85	道路灯の設置	
	○主要道路の交差点に道路灯の設置を進め、交通安全対策を行います。	道路河川課
86	公園の防犯・安全対策	
	○公園で安心して遊べるよう、防犯灯の設置や見通しの確保など、防犯機能の整備を推進します。 ○公園施設の老朽化等により事故が発生しないよう、定期的に施設の点検を行います。	農地整備課 都市計画課 生涯スポーツ課
87	「きしゅう君の家」の広報、充実	
	○犯罪を未然に防ぐため、地域住民の協力のもと、「きしゅう君の家」の周知・充実を図ります。	生涯学習課
88	生活安全・暴力追放推進協議会活動支援	
	○生活安全・暴力追放推進協議会が、関係団体と協力・連携して行っている啓発活動や情報提供、防犯教室などの活動を支援して、市民や児童等の防犯意識の高揚に努めます。	危機管理 消防課

89	防犯装置の普及	○新入学児童に対し、防犯ブザーの配布を実施します。 ○登下校通知サービスの利用を促進します。	教育総務課
84 再掲	下校時の見守り支援周知	○児童の下校時間に合わせて、一般市民に向けて見守り支援のお願いを防災無線で放送します。	教育総務課
90	自治区への防犯施設設置費補助	○犯罪が発生しない環境づくりのため、各自治区への防犯灯、防犯カメラ設置に対する支援を行い防犯対策に取り組みます。	危機管理 消防課

③ 有害環境対策の推進

91	★関係機関との連携によるパトロール強化	○県の「夏の子供を守る運動」や警察の防犯運動等と連携・協力を図り、街頭補導や夜間パトロールを継続して実施します。	生涯学習課
92	青少年補導委員会の設置	○青少年非行の早期発見、早期補導、その他青少年の不良化防止活動について、専門性を持った人材及び関係機関の協力を得つつ有効かつ適切に行い、非行のない明るい社会の実現を目指します。	生涯学習課
93	青少年への有害図書等不買の啓発	○有害図書回収ボックスを設置し、また18歳未満児に対し、有害図書やDVDなどを買わないよう啓発活動を行います。 ○インターネットを通じた有害サイトや有害メール等の危険性などについて、フィルタリングの活用等も含めた啓発活動を行います。	生涯学習課
94	SNSやゲームなどの適切な利用の仕方の啓発	○SNSなどを通じたいじめ等の問題行動、SNSやゲームなどへの過度な依存を防ぐため、学校教育や広報などを通じ、それらの機器やサービス等の危険性や適切な使用について、啓発活動を行います。	教育総務課

基本目標 5 地域における子育て支援の充実

(1) 子育て支援ネットワークづくり

地域で子育てを支援する体制を充実させるため、地域住民との連携により、子育て支援のネットワークづくりに努めます。

① 子育て支援ネットワークの形成		
19 再掲	子育て教室	
	○少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化の中で、母親がひとりで育児を抱え込み、悩むことのないよう、保護者に対して育児についての知識の普及を図り、遊びを通して親子が交流し、仲間をつくり、楽しく子育てしていけるよう支援するため、子育て教室を実施します。	こども課
63 再掲	子育て支援拠点事業	
	○こども家庭センターと連携し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供など地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 ○子育て支援関係機関の情報交換を行い、ネットワークづくりも行います。	こども課
② 子育て支援活動を行う人材・団体の育成支援		
95	母子保健推進委員会の運営	
	○子育てに関して地域の身近な相談役、保健師とのパイプ役として今後もその運営を図ります。	こども課
96	健全育成組織などの活動支援	
	○地域ごとの子ども会に対して育成・支援を行い、子どもの健全育成に努めます。	生涯学習課
97	子育てサークル支援事業	
	○主に就園前児童を育てている保護者の子育て不安の解消及び地域で子育てを支える仕組みを構築するため、子育て及び子育て支援サークルに対し、その活動に要する経費について、年間2万円を上限として補助対象経費の2分の1の額を補助します。	こども課
98	スクールサポーター事業	
	○児童生徒の問題行動の防止、通学路などの安全確保を図るため、地域住民ボランティア、地元民間企業等の協力のもと、見守り活動を行います。	教育総務課
99	巡回補導活動の充実	
	○青少年の非行の早期発見・指導のため、保護者、学校関係者及び地域の健全育成組織との連携を強化し、巡回補導活動の充実を図ります。	生涯学習課
100	地域の人材活用事業	
	○学校教育及び学校行事において、豊富な経験を持つ地域の方々の協力を得て、様々な体験活動を行います。	教育総務課

101	スポーツ推進委員による市民スポーツの振興	生涯スポーツ課
	○スポーツ推進委員が中心となり、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言のみならず、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行います。	
102	地域活動連絡協議会	生涯学習課
	○児童生徒の健全育成と地域、親同士との交流を目指した活動を推進します。 ○指導者の育成を図るため、指導者研修会への参加を積極的に勧め、親睦交流を図ります。	
103	民生委員児童委員協議会	社会福祉課
	○児童生徒の健全育成と地域とのつながり形成のため、定期的なあいさつ運動を推進します。また、保育所や学校との交流に関しても積極的に推進し、現状の把握、児童生徒等が安心して通うことができる地域環境づくりに努めます。	

(2) 地域における児童健全育成の取組の推進

公民館や学校の余裕教室、図書館などの地域資源を活用し、子どもたちの居場所や学習・スポーツ活動の場を設け、子どもたちが心身ともに健全に育つ地域環境づくりに努めます。

① 地域における居場所づくり		
104	地域と学校の連携・協働体制推進事業	生涯学習課
	○放課後や週末等に公民館施設等で、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちに勉強、スポーツ、文化活動及び地域住民との交流活動等を提供し、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	
59 再掲	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保育課
	○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	
105	★子どもの居場所づくり事業 【新規】	こども課
	○子どもや保護者が安心して過ごせる居場所を提供し、子どもの健全育成や参加者同士の交流を図るよう支援します。	

② 地域資源を活用した取組の推進		
106	図書館の機能充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども向け図書展示コーナーを設け、子どもたちの関心のある児童書の購入を行います。 ○乳幼児健診時の図書館利用券の登録推進や、読み聞かせボランティアによる読み聞かせ会の開催、絵本作家等による講演会のイベントによって図書館への関心を高め、読書の普及に努めます。 ○子どもの読書活動と密接に関わる学校図書館司書との連携を強化し、読書活動の促進を図ります。 	生涯学習課
107	体育館等施設の利用提供	
	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ振興のため、社会体育施設（体育館、武道館、市民運動場等）の提供を行います。 	生涯スポーツ課
108	地区公民館活動事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの多様な体験、学習へとつながるよう、地区公民館活動を実施します。 ○子どもたちが放課後等に安全に安心して過ごすことのできる場を提供します。 	生涯学習課
109	青少年健全育成推進協議会事業	
	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関及び諸団体と連携し、青少年が心身ともに健やかに成長するよう体験活動や交流活動を実施します。 	生涯学習課
110	キャリアスタートウィーク（職場体験）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生が望ましい社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることができるよう、市内すべての中学校2年生を対象に、職業や進路に関わる体験活動を実施します。 	教育総務課
111	文化・芸術活動に触れる機会の提供	
	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる世代の市民が優れた文化・芸術に触れることで文化意識が向上し、心豊かな生活を送ることができるよう、音楽・演劇・演芸・伝統芸能・映像等の様々な文化・芸術に触れる機会を提供します。 ○就学前の子どもたちの情緒や表現、言葉、身体の発達支援につながる音楽イベント等を実施します。 	生涯学習課
112	歴史民俗資料館の機能充実	
	<ul style="list-style-type: none"> ○常設展に向けて資料収集に努めるとともに、ワクワクれきし体験の開催や歴史資料等の企画展示の実施を通じて、子どもたちのふるさとを愛する豊かな心を育みます。 	生涯学習課

基本目標 6 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の対応において、子どもとその家庭に対し適切な支援を行うため、相談体制の充実や子どもの居場所となる拠点の開設など支援体制の強化に努めます。

113	児童虐待相談窓口の設置	
	○家庭児童相談窓口では、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や虐待に関する相談まで、安心して相談できる体制の充実を図り、子ども家庭等に関する相談全般に応じます。	こども課
114	要保護児童支援ネットワーク会議	
	○要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るため、関係機関が考え方を共有し、適切な連携のもと、支援体制構築の調整機関としての役割を担います。	こども課
115	★児童虐待防止活動	
	○児童虐待防止に向け、虐待についての認識を広めるための講演会の開催や子育てに悩む保護者を対象とした講習会を実施するなど、広報・啓発活動を行います。	こども課
116	養育支援訪問事業	
	○子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭や不適切な養育状況にある家庭など、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等による専門的相談支援を行います。	こども課
105 再掲	★子どもの居場所づくり事業 【新規】	
	○子どもや保護者が安心して過ごせる居場所を提供し、子どもの健全育成や参加者同士の交流を図るよう支援します。	こども課
117	子育て世帯訪問支援事業 【新規】	
	○家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	こども課

(2) ひとり親家庭や生活困窮家庭への支援の充実

子育ての負担が多く、経済的にも厳しい状態に陥りやすいひとり親家庭に対し、各種の助成や手当の支給、その他必要なサポートを実施し、自立した生活が送れるよう支援します。

また、生活困窮家庭に対し、様々な支援策の周知や必要な支援へつなぐ取組を、全庁が連携して推進します。

ヤングケアラーについては支援対象者の把握に努め、支援を強化します。

118	ひとり親家庭医療費助成	
	○18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭や、父または母に一定の障がいがある家庭の父母及び児童、父母のいない児童に対して、医療費の保険適用の自己負担分を助成します。	国保年金課
119	児童扶養手当	
	○18歳に達する日以降最初の3月31日まで（一定の障がいがある場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭や、父または母に一定の障がいがある家庭に対して、手当を支給します。	こども課
120	母子寡婦福祉資金貸付（県事業）	
	○母子家庭や寡婦に対し、必要な各種資金の貸付を行います。	こども課
121	母子寡婦福祉団体への補助	
	○母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている福祉団体へ補助金を交付します。	こども課
122	母子生活支援施設における保護の実施	
	○配偶者のない女子等で、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護します。	こども課
123	生活困窮家庭に対する支援	
	○生活困窮者の自立に向けて支援を行う生活困窮者自立支援事業や、児童生徒の保護者に対して学用品費等の一部を支援する就学援助事業をはじめ、経済的な支援策について関係各課で情報を共有し、市民への周知と支援を必要とする人への事業活用のサポートを行います。	社会福祉課 こども課 教育総務課
124	幼稚園、保育所、認定こども園の副食費の免除	
	○幼稚園、保育所、認定こども園を利用する年収360万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食（おかず・おやつ等）費を全額免除します。	保育課
125	ヤングケアラーに対する支援の強化 【新規】	
	○「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されたことを踏まえ、支援対象者の把握に努め、特に支援の必要性・緊急性の高い支援対象者については、学校等の関係機関との連携により支援を強化します。	こども課

(3) 発達の遅れや障がいのある子どもへの支援の充実

障がいなどにより特別な支援を必要とする子どもに対し、適切な教育や福祉サービスが行き届くよう、体制や制度の充実に努めるとともに、インクルーシブ保育等の推進により、障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。

126	★特別支援教育の充実	
	○学校では引き続き、個人の年間指導計画や個別の教育支援計画「つなぎ愛シート」を作成し、個人に合った学習指導等を行います。 ○特別支援教育支援員（介助員）の配置や発達相談により、特別支援教育の充実を図ります。	教育総務課
127	障害児通所サービスの提供	
	○障がいのある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るため、児童の身体、知的及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練を行う放課後等デイサービス等の障害児通所サービスを提供します。	障害福祉課
128	地域生活支援事業の実施	
	○障がいのある児童等の日中における活動の場を確保し、障がいのある児童の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする、日中一時支援事業等の地域生活支援事業を実施します。	障害福祉課
129	障害児福祉手当	
	○日常生活上、常時特別の介護を要する在宅の重度障がい児に対し、手当を支給します。	障害福祉課
130	特別児童扶養手当	
	○20歳未満で身体、知的または精神に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当の申請受付を行います。	障害福祉課
131	心身障害児扶養手当	
	○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者に加え、難病医療費助成制度利用者で他手当の受給要件がない障がい児等を家庭で監護している者に対し、手当を支給します。	障害福祉課
132	就学指導	
	○早期支援コーディネーターを配置し、教育相談を実施するなど、障がいのある児童生徒の就学指導を行います。	教育総務課
133	★巡回支援専門員整備事業	
	○発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設等の支援を担当する職員や障がいのある児童の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	障害福祉課
16 再掲	★発達相談	
	○乳幼児健診、健康相談等において経過観察が必要と認められた幼児を対象に、発達相談員による発達相談を実施します。	こども課
56 再掲	障害児保育事業	
	○保育が必要な障がいのある児童について、保育所での集団保育が可能である限り、保護者の希望に応じて受入れを行います。	保育課

重点事業一覧

本計画では重点事業を定めており、以下にライフステージ別に取りまとめています。

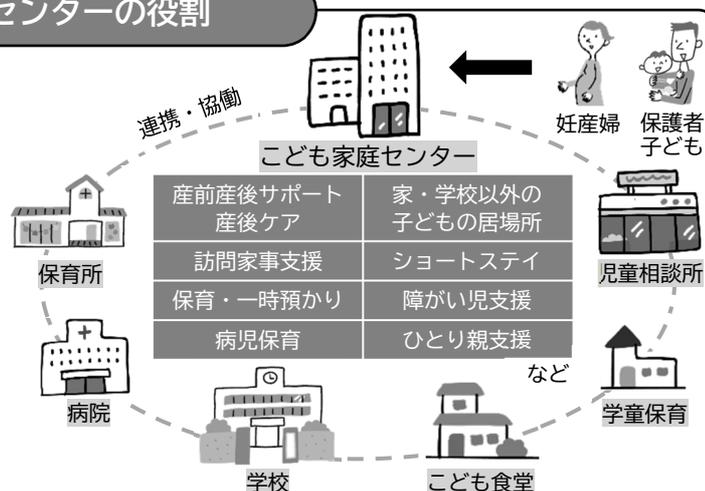
	妊娠	出産	子育て（新生児期・乳幼児期 0～2歳）
基本目標1	2 妊産婦健康診査等		16 発達相談
	10 妊婦等包括相談支援事業		
基本目標2			
基本目標3			50 乳児保育事業
			62 保育所施設整備
	65 こども家庭センターの設置		72 第2子以降保育料無料化事業
基本目標4			
基本目標5			
基本目標6			115 児童虐待防止活動
			133 巡回支援専門員整備事業

コラム

こども家庭センターの役割

「こども家庭センター」は妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口です。保健師、助産師、管理栄養士、家庭児童相談員等が一人一人の悩みに寄り添い、相談に応じます。

また、こども家庭センターが中核となり、地域の様々な施設や関係機関と連携・協力して、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行います。



子育て（幼児期 3～5歳）	子育て（学童期 6～12歳）	子育て（思春期 13～18歳）
16 発達相談		
32 英語教育・外国語活動推進のための外国人講師派遣事業		
62 保育所施設整備		
65 こども家庭センターの設置		
72 第2子以降保育料無料化事業		
	91 関係機関との連携によるパトロール強化	
	105 子どもの居場所づくり事業	
	115 児童虐待防止活動	
	126 特別支援教育の充実	
133 巡回支援専門員整備事業		



子どもの居場所づくり事業

近ごろの子ども達は、地域やご近所との関わりが希薄になり、家庭や学校以外で安心して過ごせる「居場所」や、それを見守る地域の方々と触れ合う機会が減ってきています。「子どもの居場所づくり事業」では、レクリエーション、学習支援、食事提供を通して、子どもたちが地域で安全・安心に心地よく過ごすことができる「第3の居場所」の提供を目指しています。

また、子どもたちの力では解決することができない家庭環境等の課題や、子どもたちの持つ特性による課題などをありのまま受け入れることができる「居場所」として利用してもらえること、そしてさらに「子どもの居場所」が子ども同士や大人同士、また世代や地域を越えた交流につながることを期待しています。

第5章

教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育に関する主要事業につき、国の考え方に則り、利用実績を踏まえ、目標事業量を次ページ以降の通り設定して十分な量と質の確保に努めます。

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

紀の川市では、市区全域を「1区域」と捉え、教育・保育提供区域とします。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

【認定区分の内容と、それぞれに対応する提供（受入れ）施設は以下の通りです】

認定区分		提供（受入れ）施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

保育の必要ありと認められるためには、「月 64 時間以上就労している」「妊娠中または出産後間もない」「保護者の疾病、障害」など、定められた事由のいずれかに該当することが必要です。

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和6年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②1号認定、3号認定は実績値が増減して推移しているため、利用率の最大値を令和7年度以降の対象人口に掛け合わせて算出。
- ③2号認定は、実績値は減少傾向となっているが、宅地開発による増加も考えられることから、利用率の最大値を令和7年度以降の対象人口に掛け合わせて算出。

【確保方策】

- ①3号認定において、例年0～1歳児のニーズが特に高いことから、保育士の配置により必要量の確保に努めます。
- ②2号認定、3号認定において、保護者の復職などで年度途中の入所希望者が例年発生することから、途中入所を見込んだ定員確保に努めます。

■ 教育・保育の量の見込み<1号>

		(年度)					
		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)		人	151	146	144	142	142
確保の内容	保育所	人	/	/	/	/	/
	幼稚園	人	/	/	/	/	/
	認定こども園	人	155	155	155	155	155
	従来制度の幼稚園*	人	65	65	65	65	65
	認可外保育施設	人	/	/	/	/	/
	地域型保育事業	人	/	/	/	/	/
	合計 (B)	人	220	220	220	220	220
(B) - (A)		人	69	74	76	78	78

※数値はすべて見込値。
 ※従来制度の幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず従来の制度のまま継続する私立幼稚園。

■ 教育・保育の量の見込み<2号>

		(年度)					
		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)		人	926	892	878	871	866
確保の内容	保育所	人	1,022	1,022	1,022	1,022	1,022
	幼稚園	人	/	/	/	/	/
	認定こども園	人	199	199	199	199	199
	従来制度の幼稚園	人	/	/	/	/	/
	認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	人	/	/	/	/	/
	合計 (B)	人	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
(B) - (A)		人	295	329	343	350	355

※数値はすべて見込値。

教育・保育の量の見込み<3号>

(年度)

0歳		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)		人	48	47	46	46	45
確保の内容	保育所	人	54	54	54	54	54
	幼稚園	人	/	/	/	/	/
	認定こども園	人	19	19	19	19	19
	従来制度の幼稚園	人	/	/	/	/	/
	認可外保育施設	人	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	人	6	6	6	6	6
	合計 (B)	人	103	103	103	103	103
(B) - (A)		人	55	56	57	57	58

※数値はすべて見込値。

(年度)

1歳		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)		人	172	164	160	157	155
確保の内容	保育所	人	119	119	119	119	119
	幼稚園	人	/	/	/	/	/
	認定こども園	人	42	42	42	42	42
	従来制度の幼稚園	人	/	/	/	/	/
	認可外保育施設	人	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	人	15	15	15	15	15
	合計 (B)	人	200	200	200	200	200
(B) - (A)		人	28	36	40	43	45

※数値はすべて見込値。

(年度)

2歳		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)		人	223	235	224	219	214
確保の内容	保育所	人	227	227	227	227	227
	幼稚園	人	/	/	/	/	/
	認定こども園	人	52	52	52	52	52
	従来制度の幼稚園	人	/	/	/	/	/
	認可外保育施設	人	28	28	28	28	28
	地域型保育事業	人	16	16	16	16	16
	合計 (B)	人	323	323	323	323	323
(B) - (A)		人	100	88	99	104	109

※数値はすべて見込値。

3 乳児等のための支援給付の量の見込みと確保方策等

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【見込算出の考え方】

① 0歳6か月から満3歳未満の未就園児数から必要定員数を算出式により算出。

(年度)

	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人		28	27	26	26
確保の内容 (B)	人		28	27	26	26
(B) - (A)	人		0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

① 令和8年度からの本格実施に向け、年齢層ごと、各地域や保育施設の状況に応じて、定員の確保に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

時間外保育事業（延長保育事業）

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和5年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②実績値が増減して推移しているため、利用率の最大値を令和6年度以降の対象人口に掛け合わせて算出。

		(年度)				
	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人	565	552	540	533	528
確保の内容 (B)	人	565	552	540	533	528
(B) - (A)	人	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①利用状況の変動に合わせ、職員は柔軟なシフト体制で対応します。

放課後児童健全育成事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和6年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②実績値は減少傾向となっているため、利用率の平均値を令和7年度以降の対象人口に掛け合わせて算出。
- ③利用率の高い1年生のみ利用率の最大値を令和7年度以降の対象人口に掛け合わせて算出。

		(年度)					
	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	
量の見込み (A)	1年生	人	166	167	166	154	150
	2年生	人	148	138	138	137	128
	3年生	人	103	101	94	95	94
	4年生	人	44	44	44	41	41
	5年生	人	19	17	17	17	16
	6年生	人	11	12	11	11	11
	合計	人	491	479	470	455	440
確保の内容 (B)	人	585	585	585	585	585	
(B) - (A)	人	94	106	115	130	145	

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①学童保育施設の維持管理を引き続き行うことで、保育環境を整備し定員数の確保に努めます。
- ②支援員研修や全体会議を開催し、保育の質の向上に努めます。
- ③運営を民間委託することで、保護者や支援員の負担軽減に努めます。

子育て短期支援事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和5年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②実績値が増減して推移しているため、利用率の最大値を令和6年度の対象人口に掛け合わせて算出。
- ③令和7年度以降は、近年虐待件数等支援が必要なケースが年々増えていることから、令和6年度の推計値を令和11年度まで継続して見込む。

(年度)

	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人日	66	66	66	66	66
確保の内容 (B)	人日	66	66	66	66	66
(B) - (A)	人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①定員に空きがない場合や見込み数を上回った場合は、新たな施設や里親での受入れ確保に努めます。

地域子育て支援拠点事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和5年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②令和5年度の実績値がコロナ禍で減少していた過去3年間の実績値より大きく増加していることから、コロナ禍以前の実績値の水準まで利用が伸びると想定し算出。

(年度)

	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人回	9,996	10,467	10,629	10,918	11,201
確保の内容 (B)	人回	9,996	10,467	10,629	10,918	11,201
(B) - (A)	人回	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①那賀子育て支援センター、桃山子育て支援センター、レイモンド子育て支援センターの3か所での事業実施を継続し、地域の中で親子が気兼ねなく集いつながり合うことができる拠点としての位置づけを強化します。

一時預かり事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和5年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②幼稚園、幼稚園以外ともに実績値が増加傾向で推移しているため、利用率の最大値を令和6年度以降の対象人口に掛け合わせて算出。

		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	幼稚園	人日	9,830	9,505	9,375	9,244	9,244
	幼稚園以外	人日	280	275	268	263	258
	合計	人日	10,110	9,780	9,643	9,507	9,502
確保の内容 (B)		人日	10,110	9,780	9,643	9,507	9,502
(B) - (A)		人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①定員に空きがあれば受入れ可能としているので、通常入所の定員増に努めます。

病児保育事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和5年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②実績値が増減して推移しているため、利用率の最大値を令和6年度以降の対象人口に掛け合わせて算出。

		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)		人日	844	827	803	787	770
確保の内容 (B)		人日	844	827	803	787	770
(B) - (A)		人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①体調不良児対応型を2施設で実施しており、今後に対応可能な内容の充実に努めます。

ファミリー・サポート・センター事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和5年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②令和5年度上半期の実績値が低くなっているため、利用率の平均値を令和6年度以降の対象人口に掛け合わせて算出。

		(年度)				
	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人日	540	528	513	503	492
確保の内容 (B)	人日	540	528	513	503	492
(B) - (A)	人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①岩出市との共同事業として、1事業者での実施を継続します。
- ②利用会員並びにスタッフ会員の増加に努めます。
- ③支援内容や、利用しやすい提供体制の周知を図ります。

妊産婦健康診査事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和5年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②実績値が減少傾向で推移しているため、見込値も人口推計に合わせて減少するものと見込んで算出した利用率を令和6年度の対象人口に掛け合わせて算出。

		(年度)				
	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人	285	278	272	266	260
確保の内容 (B)	人	285	278	272	266	260
(B) - (A)	人	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①母子健康手帳交付時に妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診票を全妊婦に交付し、妊産婦の健康の保持及び増進を図ります。

乳児家庭全戸訪問事業

【見込算出の考え方】

①各年度の0歳児人口推計を見込値として設定。

		(年度)				
	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人	286	280	274	270	265
確保の内容 (B)	人	286	280	274	270	265
(B) - (A)	人	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

①今後も、生後2か月くらいまでに、乳児のいる全戸を訪問し、相談支援を行います。

養育支援訪問事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和5年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②実績値が減少傾向で推移しているため、利用率の平均値を令和6年度の対象人口に掛け合わせて算出。
- ③令和7年度以降は、近年虐待件数等支援が必要なケースが年々増えていることから、令和6年度の推計値を令和11年度まで継続して見込む。

		(年度)				
	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人回	75	75	75	75	75
確保の内容 (B)	人回	75	75	75	75	75
(B) - (A)	人回	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

①対応困難な家庭も増加傾向にあるため、職員の確保及び能力向上に努めます。

利用者支援事業

【見込算出の考え方】

①現状値の通り推移するものと想定して算出。

(年度)

	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	か所	1	1	1	1	1
確保の内容 (B)	か所	1	1	1	1	1
(B) - (A)	か所	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

①こども家庭センターにおいて実施し、今後も利用者支援事業の仕組みの維持向上に努めます。

産後ケア事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和6年度の実績値をもとに利用率、産婦率、平均利用日数を算出。
- ②産婦率の最大値を令和7年度以降の対象人口に掛け合わせて産婦数を算出。
- ③利用率の最大値を令和7年度以降の産婦数に掛け合わせて利用見込み産婦数を推計。
- ④利用見込み産婦数に平均利用日数を掛け合わせて見込値を算出。

(年度)

	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人日	241	237	233	229	224
確保の内容 (B)	人日	241	237	233	229	224
(B) - (A)	人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

①すべての希望者が利用できるように、受託先の確保に努めます。

子育て世帯訪問支援事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和6年度の実績値をもとに各年度利用率と平均利用日数を算出。
- ②利用率の最大値を令和7年度以降の対象人口に掛け合わせて対象世帯数を算出。
- ③平均利用日数を令和7年度以降の対象世帯数に掛け合わせて見込値を算出。

(年度)

	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人日	91	91	91	91	91
確保の内容 (B)	人日	91	91	91	91	91
(B) - (A)	人日	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①新たな事業所との契約を進め、支援の確保に努めます。

親子関係形成支援事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和6年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②利用率の最大値を令和7年度以降の対象人口に掛け合わせて見込値を算出。

(年度)

	単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)	人	7	7	6	6	6
確保の内容 (B)	人	7	7	6	6	6
(B) - (A)	人	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①親子間の適切な関係性の構築のため、講師の確保に努めます。

妊婦等包括相談支援事業

【見込算出の考え方】

- ①令和2年度から令和6年度の実績値をもとに各年度利用率を算出。
- ②利用率の最大値を令和7年度以降の推計出生数に掛け合わせて対象者数を算出。
- ③令和2年度から令和6年度の1組当たりの面談回数を令和7年度以降の対象者数に掛け合わせて見込値を算出。

		(年度)					
		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
量の見込み (A)		回	866	848	830	818	802
確保の内容 (B)	こども家庭 センター	回	866	848	830	818	802
	上記以外で 業務委託	回	-	-	-	-	-
	合計	回	866	848	830	818	802
(B) - (A)		回	0	0	0	0	0

※数値はすべて見込値。

【確保方策】

- ①すべての妊産婦に寄り添い、妊娠届出時の面談や継続的な情報発信を行います。
- ②伴走型相談支援の充実のため、職員の確保及び能力向上に努めます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みのまとめ（再掲）

（年度）

		単位	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
時間外保育事業（延長保育事業）		人	565	552	540	533	528
放課後児童健全 育成事業	1年生	人	166	167	166	154	150
	2年生	人	148	138	138	137	128
	3年生	人	103	101	94	95	94
	4年生	人	44	44	44	41	41
	5年生	人	19	17	17	17	16
	6年生	人	11	12	11	11	11
	合計	人	491	479	470	455	440
子育て短期支援事業		人日	66	66	66	66	66
地域子育て支援拠点事業		人回	9,996	10,467	10,629	10,918	11,201
一時預かり事業	幼稚園	人日	9,830	9,505	9,375	9,244	9,244
	幼稚園以外	人日	280	275	268	263	258
	合計	人日	10,110	9,780	9,643	9,507	9,502
病児保育事業		人日	844	827	803	787	770
ファミリー・サポート・センター事業		人日	540	528	513	503	492
妊産婦健康診査事業		人	285	278	272	266	260
乳児家庭全戸訪問事業		人	286	280	274	270	265
養育支援訪問事業		人回	75	75	75	75	75
利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1
産後ケア事業		人日	241	237	233	229	224
子育て世帯訪問支援事業		人日	91	91	91	91	91
親子関係形成支援事業		人	7	7	6	6	6
妊婦等包括相談支援事業		回	866	848	830	818	802

第6章

成育医療等に関する計画に基づく 指標設定

1 評価指標

乳幼児期の教育・保育を提供し、地域の子ども・子育て支援事業を展開するにあたって、連携が必要となる母子保健については、妊娠・出産の安全の確保や出産後のケア、子どもが健やかに育つための支援などの環境づくりを進めていきます。

以下に、実施状況や効果などを点検・評価するための評価指標及び令和11年度（計画の最終年度）の目標を整理します。

(1) 周産期

指標名	全国値 (令和3年度)	本市現状値 (令和6年度)	本市目標値 (令和11年度)	取組事業	
妊産婦の保健・医療提供体制					
妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している	—	している	している	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦健康診査費等助成事業 初回妊娠判定受診費用助成事業 産前産後サポート事業 	
支援が必要な里帰り出産する方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある	—	ある	ある		
産後うつ					
産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	9.7%	15.4%	9.7%以下	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業 産前産後サポート事業 	
産後ケア事業の利用率	6.1%	6.2%	増加		
妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている	—	設けている	設けている		
精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある	—	ある	ある		
低出生体重児					
妊婦の喫煙率	1.9%	3.2%	1.9%以下	<ul style="list-style-type: none"> 未熟児養育医療費給付事業 	
妊産婦の口腔					
妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	歯科健診	30.3%	50.4%	増加	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦歯科健康診査事業
	保健指導	20.3%	50.4%		
妊産婦の歯科健診を実施している	—	ある	ある		
流産・死産					
流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある	—	ある	ある	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業 産前産後サポート事業 	

(2) 乳幼児期

指標名	全国値 (令和3年度)	本市現状値 (令和6年度)	本市目標値 (令和11年度)	取組事業	
小児の保健・医療提供体制					
乳幼児健康診査後のフォロー体制がある	—	ある	ある	・乳幼児健康診査事業	
乳幼児の口腔					
保護者が子どもの仕上げみがきをしている割合	—	71.2%	増加	・乳幼児健康診査事業	
児童虐待					
乳幼児期に体罰や暴言、 ネグレクト等によらない 子育てをしている親の割合	3・4か月児	94.7%	96.8%	増加	—
	1歳6か月児	85.1%	88.0%		
	3歳児	70.0%	74.0%		
育てにくさを感じたときに 対処できる親の割合	80.9%	90.5%	増加	—	
妊婦健康診査の未受診者を把握し 支援する体制がある	—	ある	ある	・乳幼児健康診査事業	
乳幼児健康診査の未受診者を把握し 支援する体制がある	—	ある	ある	・妊産婦健康診査 費等助成事業	
ソーシャルキャピタル					
この地域で子育てをしたいと思う 親の割合	95.3%	98.0%	現状維持	—	
ゆったりとした気分で 子どもと過ごせる時間が ある保護者の割合	3・4か月児	89.3%	94.0%	現状維持	—
	1歳6か月児	81.0%	82.8%		
	3歳児	75.7%	81.2%		

1 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等、様々な分野にわたっていることから、福祉部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、庁内の推進体制として、こども課において計画の進捗状況の管理及び定期的な評価を行うとともに、その結果を広く市民に公表し、透明性を図ります。

2 関係機関の連携

本計画の推進にあたっては、家庭・学校・地域・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら協力し合い、施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

さらに、子育て支援施策については、児童手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、国や県の関係各機関との連携を図っていきます。

3 地域の人材の確保と連携

市民の多様化する子育て支援ニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

4 社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、経済・社会情勢、国の政策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応しながら着実な推進に努めます。

また、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

1 紀の川市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、紀の川市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業を実施する団体の代表者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年1月19日条例第2号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月5日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 紀の川市子ども・子育て会議委員名簿

【任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日】（順不同）

所属等	役職	氏名
和歌山大学経済学部	教授	◎ 金川 めぐみ
社会福祉法人 檸檬会	副理事長	青木 一永
学校法人 藤田教育学園 智徳幼稚園	園長	藤田 源吾
チャレンジ児童クラブ	支援員	森岡 恵美
NPO法人 Com子育て環境デザインルーム	理事長	松本 千賀子
紀の川市立 こばと保育所	所長	木下 裕美 (令和6年3月31日まで)
		林 まゆみ (令和6年4月1日から)
社会福祉法人 睦美会 粉河保育園	園長	清原 恵子
学校法人 藤田教育学園 智徳幼稚園	教諭	寺田 里菜
社会福祉法人 桃郷 児童発達支援センター つぼみ園	園長	沖殿 佳子
保護者代表		藺田 泰宏 (令和6年3月31日まで)
		大亦 有希 (令和6年4月1日から)
保護者代表		平岡 龍
保護者代表		古田 直子
公募市民		真砂 美香
公募市民		長岡 ちづる
紀の川市民生委員・児童委員連絡協議会	主任児童委員	坂浦 満
紀の川市教育部	部長	藤井 丈士
紀の川市福祉部	部長	○ 嶋田 雅文

◎：会長 ○：副会長

3 計画の策定経緯

年度	月日	内容
令和 5年度	10月31日(火)	第19回紀の川市子ども・子育て会議 (1) 紀の川市子育て支援施策の状況について (2) 第3期紀の川市子ども・子育て支援事業計画策定に伴う市民ニーズ調査について
	12月1日(金) ～12月20日(水)	紀の川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施
令和 6年度	5月20日(月) ～6月7日(金)	団体対象調査実施
	7月10日(水) ～8月30日(金)	紀の川市小中学生対象調査実施
	7月17日(水)	第20回紀の川市子ども・子育て会議 (1) 紀の川市子育て支援施策の状況について (2) 第3期紀の川市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
	10月18日(金)	第21回紀の川市子ども・子育て会議 (1) 第3期紀の川市子ども・子育て支援事業計画素案について
	1月6日(月) ～1月31日(金)	パブリックコメント実施
	2月12日(水)	第22回紀の川市子ども・子育て会議 (1) 第3期紀の川市子ども・子育て支援事業計画案について (2) 教育・保育施設の入所申込状況について

第3期紀の川市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：紀の川市／編集：こども課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

TEL：0736-77-2511（代表）

